

64-254



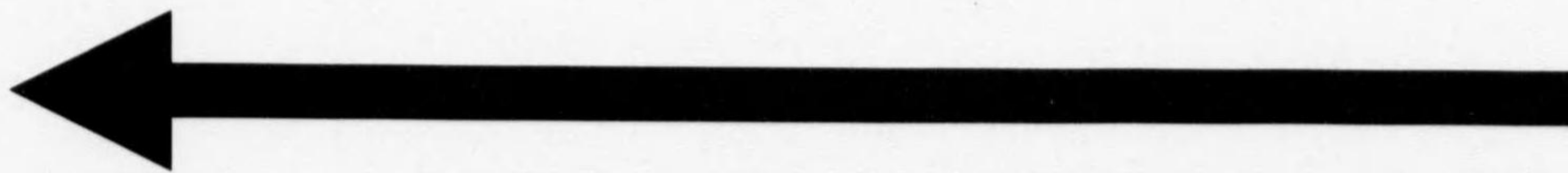
1200501278122

64

54



始





木石齋
孝允文書
第八



64-284

木戸孝允文書第八

目次

卷十九

一	相州海岸警衛に關する建言書	「長藩主宛」	嘉永六年十二月十七日	一頁
二	鬱陵島開拓に關する建言書案	「閣老宛」	萬延元年七月二日	八
三	水戸街道警衛の幕令に關する建言書	「長藩政府宛」	文久元年二月	九
四	攝海防備に關する建言書	「學習院其他宛」	文久三年三月廿一日	一一
五	攘夷先鋒に關する上書	「中川宮尊融親王へ上書」	文久三年七月	一四
六	留京國事竭力勸告の上書	「黒田慶贊宛」	元治元年三月	一六
七	横濱鎖港に關する建言書案	「朝廷上書」	元治元年四月	一九
八	長藩行政軍制の改革に關する建言書	「長藩政府宛」	慶應元年五月	二二

目次

一



九 版籍奉還に關する建言書案 「朝廷上書」 明治元年二月 二五

一〇 徴士罷免に關する建言書 「朝廷上書」 明治元年二月 二六

一一 大坂遷都に關する建言書案 「朝廷上書」 明治元年三月廿一日 二八

一二 國是一定に關する建言書案 「朝廷上書」 明治元年三月 三〇

一三 五箇條御誓文の條文草案 明治元年三月 三一

一四 國是一定に關する建言書 「朝廷上書」 明治元年三月 三四

一五 豊臣秀吉の功績布告案 「岩倉具視宛」 明治元年四月廿八日 三五

一六 時勢論の建言書案 「長藩政府宛」 嘉永六年 三六

一七 正藩合一の意見書 元治元年 四三

一八 薩藩の眞意探索に關する意見書 「三條實美宛」 慶應元年閏五月 四八

一九 立法行政に關する建言書 「朝廷上書」 明治四年七月 五三

二〇 奥羽出兵に關する建言書案 「岩倉具視宛」 明治元年七月 七一

二一 北越出張の請願書 明治元年八月 七五

二二 賞典祿給與の中止を請ふの建言書 「朝廷上書」 明治元年十一月 七六

二三 普通教育の振興を急務とすべき建言書案 「朝廷上書」 明治元年十二月二日 七八

二四 一北越出兵其他數項建言書 「岩倉具視宛」 明治元年 八〇

二四 二浮浪徒戒肅に關する建言書 「岩倉具視宛」 明治二年四月三日 八六

二五 賞典祿を辭するの表 「朝廷上書」 明治二年九月廿六日 九〇

二六 再び賞典祿を辭するの表 「朝廷上書」 明治二年十月 九二

二七 三たび賞典祿を辭するの表 「朝廷上書」 明治二年十二月 九六

二八 政令一途に關する意見書 明治三年十月 九八

二九 士族の方向を定むべきの意見書 明治三年 一〇三

三〇 山口縣士族に戒飾せる書 明治三年 一〇六

三一 士祿支消法に關する意見書 「内閣員宛」 明治五年 一〇七

三二 同上 「内閣員宛」 明治五年八月 一一一

三三 憲法制定の建言書 「朝廷上書」 明治六年七月 一一八

三四	征韓・征臺速行の反對意見書	明治六年八月	一二九
三五	罷免を請ふの上書	「朝廷上書」 明治六年十月十七日	一三四
三六	京都府に於ける紛争に對する條陳書	「内閣員宛」 明治六年十月廿日	一三六
三七	内外官費生處分に關する意見書	「朝廷上書」 明治六年十二月	一四四
三八	外征反對の意見書	明治七年二月	一四七
三九	征臺の不可を論じ辭官を請ふの表	「朝廷上書」 明治七年四月十八日	一五一
四〇	江華島事件の處理に關する意見書	「三條實美宛」 明治八年十月四日	一五五
四一	士族祿に關する建言書	明治九年三月	一五九
四二	家祿賞典祿に關する意見書	明治九年四月廿六日	一六四
四三	町村會の速行并に國會開設に關する意見書	明治九年五月	一六五
四四	内政充實地租輕減に關する建言書	「三條實美宛」 明治九年十月	一七七
四五	官民協力愛國に關する意見書案	明治九年	一八六
四六	征南役善後措置に關する意見書	明治十年三月廿三日	一九〇

四七 西南役官軍の熊本城連絡後に於ける意見書
「岩倉宛」 明治十年四月十八日 一九二

卷二十一

一	池田屋及び蛤御門の變に關する自叙	元治元年	一九七
二	薩長兩藩盟約に關する自叙	慶應元・二年	二〇四
三	版籍奉還建議の自叙	明治元年	二一一
四	藩知事世襲等に關し建言せる自叙	明治三年	二一二
五	征臺論反對自叙	明治七年	二一三

卷二十一

一	來原ハル子宛書翰	「嘉永六年十二月七日」	二一五
二	來原ハル子宛書翰	「安政元年正月十日」	二一七
三	來原ハル子宛書翰	「安政元年十月八日」	二一八

四	來原ハル子宛書翰	〔安政元年十二月十五日〕	二二〇
五	來原ハル子等宛書翰	〔安政二年九月十四日〕	二二一
六	來原ハル子宛書翰	〔安政三年七月廿八日〕	二二二
七	來原ハル子宛書翰	〔安政三年十一月廿三日〕	二二四
八	來原ハル子宛書翰	〔安政五年九月七日〕	二二五
九	來原ハル子宛書翰	〔文久二年二月十九日〕	二二六
一〇	桂勝三郎宛書翰	〔文久二年二月十九日〕	二二七
一一	桂勝三郎宛書翰	〔文久二年四月廿四日〕	二二八
一二	來原ハル子宛書翰	〔文久二年八月晦日〕	二二九
一三	桂勝三郎宛書翰	〔文久二年十二月十二日〕	二三一
一四	來原ハル子宛書翰	〔元治元年七月十八日〕	二三二
一五	來原ハル子宛書翰	〔慶應二年四月八日〕	二三三
一六	來原ハル子宛書翰	〔明治三年六月廿九日〕	二三五

一七	來原彦太郎宛書翰	〔明治三年十二月八日〕	二三六
一八	來原彦太郎宛書翰	〔明治四年二月十九日〕	二三七
一九	木戸正次郎宛書翰	〔明治四年九月十二日〕	二三八
二〇	木戸正次郎宛書翰	〔明治五年二月朔日〕	二三九
二一	木戸正次郎宛書翰	〔明治五年三月廿三日〕	二四〇
二二	來原彦太郎宛書翰	〔明治五年四月五日〕	二四一
二三	木戸正次郎宛書翰	〔明治五年五月廿六日〕	二四三
二四	木戸正次郎宛書翰	〔明治五年十月十一日〕	二四三
二五	木戸正次郎宛書翰	〔明治五年十一月十五日〕	二四五
二六	木戸正次郎宛書翰	〔明治六年一月五日〕	二四六
二七	來原彦太郎宛書翰	〔明治六年一月廿三日〕	二四八
二八	來原彦太郎宛書翰	〔明治六年三月十日〕	二五〇
二九	木戸正次郎宛書翰	〔明治六年三月廿三日〕	二五一

三〇	來原彦太郎宛書翰	〔明治六年六月三日〕	二五二
三一	來原彦太郎宛書翰	〔明治六年十二月七日〕	二五五
三二	内外官費生處分の意見書寫	〔來原彦太郎宛〕 明治六年十二月	二五六
三三	來原彦太郎宛書翰	〔明治七年一月廿日〕	二五九
三四	木戸正次郎宛書翰	〔明治七年一月廿三日〕	二六一
三五	來原彦太郎宛書翰	〔明治七年三月廿日〕	二六二
三六	來原彦太郎宛書翰	〔明治七年五月十一日〕	二六五
三七	木戸正次郎宛書翰	〔明治九年六月十日〕	二六八
三八	夫人松子宛書翰	〔明治九年六月廿一日〕	二六九
三九	夫人松子宛書翰	〔明治九年七月一日〕	二七一
四〇	夫人松子宛書翰	〔明治十年二月廿日〕	二七三
四一	夫人松子宛書翰	〔明治十年二月廿四日〕	二七四
四二	木戸正次郎宛書翰	〔明治十年三月二日〕	二七七

卷二十一

四三	夫人松子宛書翰	〔明治十年三月六日〕	二七八
四四	夫人松子宛書翰	〔明治十年四月五日〕	二七九
四五	夫人松子宛書翰	〔明治十年五月四日〕	二八一

歌謠、俳句

詩集

追加

一	大隈重信宛書翰	〔明治二年七月廿九日〕	三四七
二	大隈重信宛書翰	〔明治二年八月廿五日〕	三四九

三	大隈重信宛書翰	〔明治三年二月十五日〕	三五二
四	大隈重信宛書翰	〔明治四年六月廿七日〕	三五三
五	大隈重信宛書翰	〔明治四年八月一日〕	三五四
六	大隈重信宛書翰	〔明治四年十月九日〕	三五五
七	大隈重信宛書翰	〔明治四年十月十二日〕	三五八
八	大隈重信宛書翰	〔明治六年十月二十日〕	三六〇

木戸孝允略年譜

三六三

○本目次は讀者の便に供せんが爲め本會に於て作製せるものなり。

木戸孝允文書 卷十九



木戸孝允文書 卷十九

一 相州海岸警衛に關する建言書〔長藩主宛〕 嘉永六年十月十七日



今度幕府より浦賀御固被爲蒙 仰候は誠に武門之 御面目 御先祖様にも嘸御大慶被遊候と奉存候然處浦賀は關東之緊要江府之咽喉にして實に不容易事に御座候故を以 幕府にも群諸侯中御擇みにて特の御家に被 命候は深く御依頼有之儀と奉存候左候得ば上下一致奮發激勵致し大平之因循を嶄新し蠻夷を攘以上 皇帝を奉護下萬民を被遊撫育候儀專要と奉存候然るに天下之人醉倒人之如く口に忠孝節義を稱する者さへも無之まして赤心を以國家に報効を計る者は僅々たる事にて是を以て軍などには可笑之至り候臣誠に此の如きを恐れ胸中之蓄念無残申上候

木戸孝允文書卷十九 (嘉永六年十二月)

公上御出馬有之度事

此度之義は實に 神州之御國體にも罹り 御家之榮辱にも預り候事故
御猛省此事に付願ふ處は 公上自今御出馬被遊來春戰鬪之人數を被召
連土地之形勢 御巡見有之候様にと奉存候御 本陣之地は鎌倉之形勢
宜敷様奉考候何を以なれば鎌倉之地は夷人上陸致し候へば特に便宜を
得る處に候而彼をして真に戰を企候は、浦賀内海よりは先鎌倉を志し
候と奉存候故に此處に御 本陣御定め嚴重之御備へ有之時は彼之望み
を破るのみならず内海に事有時は直に逐て其後を攻彼をして左支右吾
敢て其術を縦にする事を得さらしむる理りにて候故御 本陣之場所は
此處を第一と奉存候

非常之人才を御撰ひ有之度事

古より明君賢主之英傑俊偉之士を求るや誠に飢する者之食を求め渴す
る者之飲を求るよりも急に御座候如何となれば英傑俊偉之人は甚得難

者にして得ると不得とは國家之存亡にも懸候事故是の是を求る如此甚
急なる事に御座候然共方今人才萎衰英傑俊偉之人は一朝一夕には相知
れ申間敷候得共有名之士は随分可有之或は經術を以て顯れ或は文章を
以て顯れ或は兵學を以て顯れ或は武藝を以て顯れ或は洋學を以て顯れ
候者之類各才之高下器之深淺は有之候得共斯名あれば必斯實ある者に
御座候得ば遍く此輩を天下に御求め被成共に武備を詢謀し候儀專要と
奉存候況や 御國中之者は勿論自分之尊卑に不被爲拘忠心廉節才學有
之者に候得ば其賤を願すして其能を願み親く 御前被召出肝膈を吐
露致させ防禦之義申上候様有度儀と奉存候果して然る時は本藩之武備
全然相備り諸藩も來て法を取は必定之儀と奉存候實に非常之時に候得
ば非常之御政令爲在度候様奉存候

御固め場處も御手廣之事故人數は分置有之候様にと奉存候事

相州御備場海岸實に御手廣之事故數千之人數位に而は一體全備と申あ

けには被申間敷能々御考按被爲在要津之處は夫々廣狹に依り人數分
撤被致置寸暇なく相守居候儀肝要と奉存候其共何れ不足なる處は其處
之農民を以御増補有之候様奉存候然共農民においては武事不心得之事
故尤強剛なる者を撰擇し始之中は各日位に武術修練爲致候様可有之ケ
様相成り候時は調練之日丈は彼等も田野耕耔も相成り不申故或は年貢
を御減し被成候か又其日々々御雇に相成り候か何卒彼之馴伏致し候様
御取扱有之時は御恩を感じ十分精力を盡し御用にも相立候と奉存候況
や數代土着之者に御座候得ば父母之地を賊夷に侵掠被致候事故 上よ
り御諭により候亦はいか程も奮興仕候と奉存候又一には土地之形勢も
能塾得致し候故旁以宜敷と奉存候

御備場中御合圖之事

相州御固め場處も御手廣故一定之御相圖無之候亦は相成り不申然共彼
之船は迅速故人をして警を報せしむる之閑暇有之間敷故に能土地之形

勢を見立炮烟にて御備場中是より彼の告彼より是の告候様相圖被
仰付候様にと奉存候

器械速に御修造有之度事

來春米夷渡來も豫知れ候得ば何卒速急に器械之御修造無之候亦は相成
り不申然處世上銅錫も少く様子に御座候由乍恐先 御廟堂之銅器御遠
用之物を始として御兩國寺社釣鐘半鐘已未伊奴などの銅器を當分御借
上被成銃砲之御鑄造有之候様奉祈候且又器械は古制も御座候得共先時
之變動に依り輕便に相成候物を御用い有之候様奉存候 臣竊に承り候に
紅毛人幕庭之差出候萬邦之風說書に亞米利加洲より來春數十艘餘之軍
艦を差向候様には修幅仕候と申事に御座候實に以今夏浦賀之花技位で
は彼が器械には中々以難敵候故時日不移速に御修造有之候様にと奉存
候然し勝敗は器械計りにあは無之候得共海戰海岸守禦野戰何れに御座
候亦も器械不足にては十分のはたらきは無覺束候と奉存候

御策略御定有之度事

兵を用ゆる之法必豫め定むる之策略あり策略之豫定不仕候も泛然事に臨むときはなにを以敵を防ぎ可申哉今謹而之を思い奉るに海戦之策略あり海岸守禦之策略あり陸戦之策略あり此三策略に隨而各異同有之申候海戦之御積りに御座候得ば大軍艦は間に合兼申候得共狭小にも堅牢之船艦御修造被 仰付浦賀海上にも凡大炮小銃之打方を操練被 仰付候様有之度儀と奉存候何程屈竟之士も風波になれ不申る時は船上之働左支右吾致し海父蚤丁に及はざる事遠く何を以大炮小銃にかゝり照準打放各其式に叶ふ事を得可申や又海岸守禦之御積りに御座候得ば火急に砲臺の架すへき之巨砲を鑄造有之海岸之砲車を御造り有之又其打放之式を習練被 仰付候様にと奉存候陸戦之御積りに御座候得ば急に西洋野戦砲隊之制度を斟酌し更に本邦短兵騎兵之練を精々致し不申候もは叶い不申候若又三つ之事を兼んと之事に候得ば三つ之策略を兼

不申候もは相成不申候或云戦之事は臨機應變豫定すべからず何ぞ三策略を定むるに可及哉 臣竊におもへらく是兵法に通せざる者之遁辭にして人を致して人に致されずと申言に解ざると申者にて我果して能人を致すときは戦之地を知り戦之日を知る何ぞ三策略を豫定不仕候も善と可申哉

右之條々固く平常之策略にして嗚呼かましく申上るは思召の程も恐らく候得共愚を顧み罪を恐れ口をつぐんで傍觀するは臣之深く耻るところにして故に存意之趣逐一及措陳候若其云之過當を以斧鉞之誅を蒙り候も臣之敢て辭せざる所に候以上

十二月十七日

桂 小 五 郎

（嘉永六年十一月十四日長瀧、相州警衛の幕命を受く、十二月五日藩主其の警衛地待夷の籌策を諸臣に徴す、依りて是月十七日木戸孝九其の意見を建言せるもの是なり）

二 鬱陵島開拓に關する建言書草案 [關老宛] 萬延元年七月二日

長門國萩より東北に當り竹島あり海上凡五十里程竹島より朝鮮へも亦海上凡五十里程故に日本と朝鮮之中央に有之就るは北國邊自然御開港通商えも被差免候節は不及申當今之勢已に夷船右竹島へ追々近寄候由然上は植民をも企候義心定考察仕候一體是迄御國禁に而竹島沖を航海仕候事堅く御停止に御座候得共北國より下ノ關往復之商船時として暴風暴波之爲竹島近邊へ碇泊仕天氣を窺候而出帆仕候由尙近來日本之人種と唱へ人家五六軒も建造仕候様眞偽不相辨候得共薄々風聞承り及申候尙亦竹島之義は朝鮮へ御渡し相成申候説も御座候得共島中別に人跡も無之朝鮮人も嘗る渡海仕らざる由に而前文申陳候通只北國商船折々風波の爲に右近邊へ碇泊仕候且朝鮮へ屬せざる證は萬國地圖を閲し候も日本之着色に而名は「タケエイラド」と有之實に着色と云名と云日本之屬島たる事顯然に御座候萬一外國より手を下し殖民之義も企候上は日本之御爲は固より長州

も近海之義に付後患不容易次第に御座候間莫大之入費も相掛候義と奉存候得共近海防禦姦商禁制之事を旨と致し大膳大夫國力及び候丈けは勉勵仕候而開拓爲仕度奉存候間奥州御大名方へ蝦夷地御割渡之筋合を以竹島開拓之義大膳大夫一手に被 仰付候は、家來一同苦心仕爲御國其目的相立度奉存候

村 田 藏 六
桂 小 五 郎

(萬延元年七月二日木戸孝九老中久世大和守廣周の邸に赴き大村益次郎二人連署の書
を致し竹島(朝鮮鬱陵島)開拓の命を毛利氏に下さんことを請ふ其草案は即ち此書なり)

三 水戸街道警衛の幕令に關する建言書 [長藩政府宛] 文久元年二月

今般常陸邊浪人共騷擾仕候故水戸海道御警衛被 仰付候條承知仕候然處浪人共之騷擾仕候は由縁も可有御座不一方事と奉存候其上父大膳國表罷在候得は御警衛容易御受仕候様にも不相成早速國表掛合仕候上に

て御答可申上候已上

ケ様御答被成置度奉存候只今は 御在國に候得は幸之事にて幾重にも國表迄可申遣候旨御答可然候草卒に飛出し彼夷人を愛し内民を苦しむる幕吏之爲に有志之輩を御拒被爲成候は毛利氏之御瑕瑾如何計か千歳之下難掩奉存候是等之事は兼々御議論御決無之は事に臨み周章に立至可申と奉恐察候若常陸之兵江戸近く押寄せ幕府より火急に若殿様御手勢御召連被遊御 登城可有之旨申來候に於ては御病氣を以御斷被成候外は致方有之間敷奉存候若し公儀人呼出し早速水戸海道迄人數可被差出段申渡候得は別に良策も無之左之通御答有之度奉存候

今般水戸海道御警衛可致旨被仰出候處甲寅以來相州御防禦引續兵庫御警衛被 仰付且國元百里近き海岸折々夷船出沒仕候故夫々戌兵を出し武備を整ひ不虞に備置申候就るは費用も不少其上 父大膳事在國仕候得は屋敷内手勢甚乏敷早速人數差出し御警衛仕様にも難相成不任心底

候段御諒察偏御願仕候已上

月 日

御文體は宜敷御取捨可被成大趣意之處は荒々如此奉存候いかにもして幕府奸吏の辯舌に巻れて 毛利家之御瑕瑾を千載に御貽不被成候様有之度奉存候御廟堂御遺算も有御座間敷候得とも見込之程乍推參前以申上置候已上

二月

（文久元年正月幕府水戸街道警衛の命を長藩に下さんとす是年二月月木戸孝元之を辭すべき案を具して藩政府に致せるものは是なり）

四 攝海防備に關する建言書

〔學習院 文久三年三月廿二日 其他宛〕

攝海戰守御備

一大坂御城外曲輪御舊復淀川筋を御城内に取込み豊公之規模一倍豁大に相成候様に被

仰付四面共砲臺築造大砲數千門御備置き之事

一近江美濃丹波其外海岸無之國々之人數不殘大坂へ出張可被
仰付候事

一尼ヶ崎岸和田兩城は坂城羽翼に付有掛り之城より外口押廻し新規に壕
をほり砲臺を築き都合坂城之規制にならない攝洲之人數は尼ヶ崎泉州之
人數岸和田の籠城之事

一八幡山崎へ堡寨御取建之事

一堺の大砲二三百門掛り之砲臺急に御築かせ和州之人數出張可被 仰付
候事

一和田岬の八稜城を築かせ海岸無之國より人數出張可被

仰付候事

一安治川木津川筋川口より山崎八幡之堡寨迄砲臺連續に築造可被

仰付候事

一兵庫堺之町人共急々 京都妻子引連立除き候様 御沙汰之事

一紀州阿州淡路三ヶ所の堂上方御一人宛御下向右家々之守備御見分委細
圖面を以可被達

叡聞候事

一兵庫堺其外船かゝり宜き湊々の軍艦を繋置候様可被

仰付候事

一沿海之國々土着之士民を以其地利に據り戰守之策を建候る奔命に勞れ
ざる様可被

仰付候事

一將軍御歸府候事は

神州腹心之 京都空虚に相成御備は決る相立不申候是誠

神州安危存亡之境に付今一應

朝議被爲在候様志士一統奉懇願候尾紀水三家之内御滯京候共萬端之號

令

將軍家御同様には決る行届兼可申と考

神州之御爲獻言仕儀に

御座候に付何卒被 聞召分可被下候以上

癸亥

三月廿二日

(此は文久三年木戸孝九の自ら書せるものにして學
習院及び關白其他へ進致したりし五通中の一なり)

五 攘夷先鋒に關する上書

〔中川宮尊融
親王へ上書〕

文久三年七月

謹る奉言上候癸丑甲寅已來之形勢千變萬化委細の義は御存被爲遊候御事

に付改る不奉言上候今般關東始天下之諸侯攘夷の蒙

天勅一旦奉御請候上は

叡慮貫徹仕候様必死盡力仕候義は元より人臣之分に候然處已に期限も過

去外夷益驕放國事日縮蹙乍恐

皇國未曾有之御安危に係り居候處舉る因循に打過微賤之者と雖も聊報國

之念有之候ものは爲

人臣無二也

皇國痛哭仕居候折柄不容易御身上に被爲在ながら去六月五日斷然攘夷之

御先鋒御懇願被爲遊於

天朝未御許容不被爲在様奉伺候得共御決心之段誠に以難有御事に感泣

之至に奉存候勤

王之士御鼓動天下之方向御立被爲遊候義出事他候御英策決有之間敷に

付奉言上候迄は無之御事に奉存候得共

思召益確乎と被爲在候御上は此余之御處致は只盡之一字御貫被爲遊御都

合克

天朝之御許容被爲伺置衆寡は御眼に不被爲着脱然天下之風塵を御出被爲

遊只道之存する處を以時機御失ひ不被爲遊御初志御貫徹之處益御一決之

御義奉歎願候微賤私共之義御用に相立候目途は無之候得共高太之御忠志^英
 奉伺候上は御命令次第元より萬難を避け候心底は無之今日之勢此儘に打
 流れ候亦は再不可挽回形勢に立至り候義は必然と奉存候就亦は此往時機
 と見込候義は迅速に奉建言度奉存候間乍恐
 思召之御旨御内密被仰聞度伏奉歎願候誠惶誠頓首百拜

(此は文久三年七月木戸孝九が攘夷先鋒の宿志貫徹
 あらんことを冀ひ中川宮尊融親王に上りし書なり)

六 留京國事竭力勸告の上書

「黒田慶賢宛」

元治元年三月

天下之形勢不容易實に燒眉累卵未曾有之御時節に付誠に

皇國之御爲御盡力被爲成候御決意に去冬

下野守様御上京被遊候段元より御承知候且又竊に奉窺候處追々爲弊藩何
 歟

御建言も被爲在尙頃日弊藩へ向け夷狄襲來之説有之候に付亦は御援兵を

も被差出且傍爲御説得御歸國被爲成候段被仰立候由拜承仕

思食之御旨誠以於我々も難有奉存候然處元來主人父子之於微志は自國之
 進退は差置一途に奉

勅及攘夷候心底只道之存する處元より存亡禍福に拘り候儀は毛頭無之只
 管積年

宸憂被爲遊候攘夷之

叡旨益御貫徹 御國是彌御一定

皇國一團之正氣と相成候様日夜祈念仕候外更に他念無之候弊藩之義にお
 りても元より

皇國に關係仕候事不及申上候得共則今

皇國御安危之境第一之御急務御大本之立と不立に於此折柄中道にし

御歸國被爲在候亦は初發之

御趣意不相貫のみならず乍恐第一被對

皇國於御大義如何可被爲在哉定也

御苦慮之御事と奉恐察仕深く奉恐入主人父子におゐても必遺憾に可奉存候乍去弊藩之義は御隣境之事に付實に

御掛念被遊候御事と奉存候得共誠に今日京地之情實安からず

叡慮必竟御不貫徹之次第は乍恐天下之公見も可有之悉細逐一御承知被爲

在候御事に付更に喋々不能申上候然處於御國論逐々厚く奉窺居候通

叡慮御遵奉攘夷御一決誠に以卓然たる御事に付乍恐本末

御降慮彌以

御忠誠被爲貫御大本相立候處御盡力之御目的訖度被爲立於御大義無御遺

憾御退進被遊度奉存候に付

皇國之御爲難默止不顧大不敬申上候此段宜言上奉歎願候

(筑前藩世子黒田下野守慶贊朝旨を奉じ歸國の途次長藩主父子に面論せんとす元治元年三月木戸孝元慶贊の留京して忠誠を貫きて大本を確立すべく盡力せんことを冀ひ此書を致せるなり)

七 横濱鎖港に關する建言書案 「朝廷上書」元治元年四月

謹而奉言上候當今

天下之勢累卵燒眉人心洶々實以

皇國未曾有御時節と深く奉恐入候乍恐斷然御所致不被爲在候は遂に夷

狄之術中に陥り

皇國夷狄之有と相成候儀必然と奉存候至今日未開鎖之兩議相唱得失相論

し候もの間々有之候得共實に將來之目的相立候儀は更に無之就るは只誠

と一字と條理之正敷を以御處致被爲在候外他は有之間敷と誠と一字と條

理之正敷を以御所致被爲在候時は

皇國必一致一團之正氣と相成乍恐征夷府之御職掌も訖度相立實に中興之

御大業相舉り候御事と奉存候に付△乍恐條理之正敷と申候得は外夷

皇國を蔑視し

御國禁を犯推る渡來致し候處乍恐御廟議因循終に外夷如願御許容外夷益

は誠に以就るは不一 驕傲救天下日困厄深く深く被惱

宸憂被為在攘夷之 勅諭屢相降り候處兎角兎角

叡慮不相貫外夷益驕救天下日困厄天下人心之不相合不大形就中戊午調印

之一條に至り候は實以下は億兆蒼生之困苦を被為朕上は皇國之御國體

益不相立被對

天祖下は億兆蒼生之困苦を被為

歎數年深く之

宸憂被為在不容易

嚴然たる勅諭相降仰出候處遂に御遵奉無之天下却のみならず正義之者上位冠之御

方より下草莽に至るまで嚴敷御處致被為在天下人心不相合不大形天下之

禍變不少不一形月に日に切迫不得止形勢に於列藩も盡為皇為逐々力終

に大樹公御上洛之御盛典相舉り 石清水加茂

御幸親く攘夷之御祈願被為在於大樹公攘夷之

勅御遵奉御直御請に被仰上期限天下へ御布告漸天下一致之御大本相立實

以奉感銘之至に奉存候然處御實行御延引に付尙八月廿五日嚴敷御沙汰も

勅諭天下列藩へ被仰出乍恐

奉叡慮益凜然被為在候御事は普天下之不奉仰ものは無之御事に付決る攘

夷之御沙汰誓る御變動被為在候は天下人心之不相合且又就るは眞に條

理不相立人心不折合之廉を以三港とも斷然御拒絕不被仰付は幾年相立

候とも叡慮御貫徹萬民安堵眞に被安宸襟皇國之御國體相立候御目途決る

有之間敷誠之數年を経候とも

一港三港之差別は必有之間敷たとへ數年を経候とも二港之處は先誦詐を

以當分被為欺候之外更に候様被窺申候たとへ外夷と雖誦詐を以始終御所

致有之候は不相立就るは自然外は夷狄を被欺内は天下を被欺かれ候様

相涉益天下人心之不相合不容易忽分裂之勢を醸し候事必然と奉存候

○不顧萬死不憚忌憚申上候

口誠に癸丑已來

叡慮之御不貫徹よりして

皇國之人民生靈空溝壑に投し候ものも擧る不可數△

（元治元年四月朝廷横濱鎖港の事を幕府に命じ給ふ、此は木戸孝元が横濱一港閉鎖の不可を開陳し三港悉く鎖すべきを論じ朝廷に上らんとせる草案の断片なり）

八 長藩行政軍制の改革に關する建言書

〔長藩政慶應元年五月〕

防長二州肅然深夜之如き形情に無御座るは所詮御民政御軍政之擧り不申は元より人心迷惑敵に對せば必百敗萬々御國家御維持と申事は無覺束奉存候人心迷惑は御賞罰之因循にあり御軍政之不立は未御一定之御手當無之故なり乍恐千年之

御社稷危急存亡之決此日之際に有之候事は奉申上候迄も無之就るは御民政御軍政日夜御工夫被爲遊在不足不徹之事有之候得ば一々御差圖被爲遊候る迅々速々整齊仕候様訖度

御嚴命被爲在只管

廟堂より漸取調候る奉窺候節御判斷被爲遊候様之御事にるは乍恐今日之急中々間に合不申は必然と奉存上候付器械其外御軍備之品元より俄に二州へ十分行とゞき候様御手當被仰付候事は御六つヶ敷事に奉存候得共迅速に御一定之御手當は御決義無之るは不相叶御一定相成候上は山口よりして諸郡之御手當士農町兵之規則等も相定り一よりして相始少しも早く十分之所迄相調候様向々におゐても勉勵不仕るは不相叶譬は御所帶方之局あり一錢にるも無用之輕て費を厭候は實に其職を盡し候譯に御座候得共一定之御手當有之候上はいか様にも操卷致し一を逐ひ候る漸々十分之所迄御備事少しも早く相調候様盡精力不申るは不相濟無左候るはいか程金を厭候とも終に敵に相渡候金に相成候は當然之事に付是等之義も一定之御手當有之候上は萬端

御直に御指揮不被爲在候るは百年相待候とも決る十分之御備御六つヶ敷

奉存候農町兵等にては御取立相成候上は農町兵丈之規則は規則に厳重に相立非常之節は何地之農町兵は何々隊へ附屬被仰付と歟何と歟是等之事迄も迅速に訖度相定り居候得は兼る名々其心得も可有之無左候は必萬事不都合而已に相成可申と奉存候必竟肅然深夜之如き形情に相成不申は兼る御一定之事無之故と奉存候御一定無之時は敵に臨み諸兵も盡す處を不知 廟堂も一時に萬務差閤却る内地より紛擾致し候様相成候は我より必滅を招き候譯に其場に臨み料理之致し方無之義は眼前之事と奉存候乍恐今日之急 御國家御維持之 御手段 御民政御軍政日夜御工夫被爲在

上より 廟堂之者へ 御催促被爲遊御手當事等も

御直に御差圖被爲在御迫り立無御座は御民政御軍政等之間に合不申は元より萬端無覺束事而已と 乍恐 奉存上候

丑五月

(此は慶應元年五月木戸孝元が長藩の民政軍制振興に關する意見を建白せるものなり)

九 版籍奉還に關する建言書案 「朝廷上書」明治元年二月

謹而奉建言候情今日之形勢を惟るに去歲徳川慶喜政權返上を奉請願 朝廷是を許可し玉へり續る其土地人民を還納せしめ然して彼速に奉 命せざる而已ならず終に政權返上之請願に戻り剩携兵押る企上京一敗塗地以る今日之爭亂を生す固より迅速其巢窟を衝き天下之大典不可有不糺然り而して抑一新之政たる無偏無私内は普く才能を登庸し専ら億兆を安撫し外は世界各國と并立し以る邦家を在置富岳之安就るは至正至公之心を以七百年來之積弊を一變し三百諸侯をして舉る其土地人民を還納せしむへし不然は一新之名義不知在何實に天下之大勢不在元龜天正之時謹而竊に朝廷及諸藩之情勢を察するに只纔に兵力之強弱而已を各自相窺ひ 朝廷は自ら薩長に傾き薩長は又其兵隊に傾き諸藩亦概如此類眞に尾大之弊を

不能免して眞權之所歸着決る未可認況大に於願前途之大勢安撫億兆哉思ふに東國之爭亂も收其兵卒不在久各藩之兵隊各就藩區々固其本區々施政刑ときは其害再決る不可拔朝廷勉る一新之名義を以不可有不協其實不然は國家億兆之大不幸前日之比にあらず若大令一發諸藩忽生紛擾於如亂大條理は實に天運之眞に未回ものにして人事之不在所能誓る至正至公之心を以不正ときは何日得不貫徹速に御英斷被爲在度不堪萬願之至誠恐誠惶頓首敬白

戊辰二月

木戸準一郎再拜

(慶應三年十月十四日、將軍德川慶喜政権の返上を奏請し翌十五日朝廷之を允許し給ふ木戸孝九内外の形勢に鑑み諸侯をして舉つて其土地人民を還納せしめ七百年來の積弊を一洗せんことを冀ひて明治元年二月) 之を建言す、所謂版籍奉還の建言草案是なり)

一〇 徵士罷免に關する建言書

〔朝廷上書〕 明治元年二月

謹る奉言上候先般共私徵士之奉蒙

御沙汰誠に以望外之

恩命至榮身に余り難有仕合に奉存候然處頑愚固陋元より今日

大政御一新之御折柄萬一之御用に可相立目途も更に無御座徒らに御政事端に關係仕居候段何とも恐懼之至に奉存候得とも四方之徵士も未上京不仕再三御斷申上候義も奉憚暫御命令に相隨ひ乍不束此節まで參仕仕居候處御召之徵士も逐々上京に相成候に付るは御人少と申義にも無之短才微力空敷御要局を相塞候段何とも不安奉存候尙又於國元も從來主人より之用筋等承り居申候處先頃京都不容易之形勢報知有之主人父子におゐても深く煩念仕諸事半途之まゝ於弊藩御用便承り候爲め迄に不取敢上京申付候處其儘滯京仕候に付るは總る主人より承り居候用筋之義瓦解に至り候廉も不少此等之義奉入 御聽候は重々奉恐入候得共臣子之至情是又不得止之次第乍恐御垂憐被 仰付素願之義程克被爲聞召徵士之義御免被

仰付候様伏る奉歎願候誠惶々々頓首百拜

二月

廣澤兵助
木戸準一郎

(明治元年二月木戸孝允が廣澤眞臣と共に徴士
罷免の命あらんことを歎願せる上書是なり)

一 大阪遷都に關する建言書案

〔朝廷上書〕明治元年
三月廿一日

浪華遷都一條に付人心不折合ものあり依る建言之草按

御遷都之義已に大機會を被爲失候に付るは人民之疑惑 益増 長漸此度

御親征 行幸被仰出候る一旦

御出輦被爲 遊下々へも御遷都にはあらざる處之御旨趣を 以 御示諭有之

候御次第に付將來之處總裁様を奉始得と御熟慮被爲在候る 此後 御蹉跌無

之様 御熟慮之上 御密籌を被爲廻度元來中人已下之處に於ては決るかゝる大

段之義容易に合點可仕様も無之只管目前之人情を以安心いたし候位之義
に於百年之利害を察し候る盡力仕候ものは萬人中に一人も難得次第に付
たとへ公論を以言を立候とも未公論之何事たる 宇内之大勢の何事たるを

しらする之世之中に於 皇國全體之有様を 是を一人にたとふるときは氣之

狂ひしものにも則病人なり其病を治する手段を不盡して常人同様に今日

當然之作法を教ゆるといへども決る悟り得る之日は有之間敷付るは今日

之急務は且療じ且教へ大に彼の全體 之有様 を想察し今日示し候事 の少し

たがはぬよふにいたし先安堵いたさせ候る誘導仕候ときは難きにも有之

間敷歎則よらしむべし知らしむへからず之場合に可有之と奉存候氣の狂

ひしもとは心也太政官は則

皇國の心也今日則其心に病あり依る公義立す公論行はれず徒らに日々手
足枝葉之其處を得ざるを歎じ苦心盡力仕候とも決る其詮有之間敷其病之
治する御手段を 先へ 被爲盡候る遷都之事も舉り可申歎其元因を御推案被

爲成候^ニ訖度其時機を御洞察之上御發令被爲在度奉存候事

(此の建言は木戸孝元が明治元年三月二十一日朝廷に上れるものなり)

一二 國是^ニ一定に關する建言書案「朝廷上書」明治元年三月

謹^テ奉建言候舊主毛利敬親父子甲子以來蒙譴責^臣亦敬親父子之在左右久敷防長に伏在四境閉塞不奉窺^{朝旨}之所在然處先般忝^も臣蒙^命列

朝班情已往之跡を奉恐察候に

先帝既に^{御維新抑其條理を被爲逐}叡旨ありて各國^{に被相違候趣も有之}にも被相違候開鎖之國是不問して自ら判然たり依^{御維新抑其條理を被爲逐}追々被^{仰出}之趣も有之且已に去月晦日各國公使も奉拜

天顏候次第に有之候處維新之日尤淺く御主意未普く通徹不致諸藩尙方

向を異にし隨^テ草莽輩も擲身却^テ國家之禍害を醸成し屢誤方向候者も現

に不少國家之不幸不容易且於彼等も惘然之至候仰き願わく前途之大方

を被爲定

至尊親敷公卿諸侯及び百官を率ひ神明に被爲誓明に國是之確定ある所をして速に天下之衆庶に被爲示度不堪至願誠恐誠惶頓首^{再拜}敬白

戊辰三月

木戸準一郎^{敬白}再拜

(此は明治元年三月木戸孝元が朝廷に上れる國是一定誓約に關する建言書の草案なり此建言に因りて所謂五ヶ條の御誓文を定めさせ給ふに至る)

一三 五箇條御誓文の條文草案

明治元年三月

會盟^誓式

一 上の議事所に於て

皇帝陛下臨御列侯會同三職出座^{衣冠禮の如く坐配議事式の如く總裁職}

盟約書を捧て讀之^{御諱并總裁各印既に存す}列侯拜聽就約

一 總裁職盟約書を讀み終り議定諸侯一人元中央に進み各印を記

す^{本氏を}書次^に列侯同之

木戸孝元文書卷十九 (明治元年三月)

一 盟約式終り列侯退く次日約書の寫を以て天下に布告す

誓盟約

第一

列侯會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

第三

官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシムルヲ欲ス

第二

上下心ヲ一ツニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

第五

智識ヲ世界ニ求メ大ニ

皇基ヲ振起スヘシ

第四

舊來ノ陋習ヲ破リ宇内ノ通義ニ從フヘシ

一 徵士期限ヲ以テ賢才ニ讓ルヘシ

右の條々公平簡易に基き

朕列侯庶民協心同力唯我日本を保全するを要とし盟を立
る事如斯背く所ある勿れ

年號月日

御諱 □

總 裁名印

議定諸侯名印

列 侯名印

一 會同盟約三年一集如式す盟を重するなり但約書條件時に因て
損益すべし

一 會盟の後諸國巡察使を差遣す列侯盟を踏むや否を察するなり
尙其巡察事件及使人員數は臨時量定すへし

(明治元年三月木戸孝文國是一定の建言案を草し之を淨書して朝廷に上る、朝廷其の
建言を嘉納あらせられ議定參與をして國是の條目を上らしめ給ふ、孝文乃ち諸氏と
之れを議して五ヶ條の國是大綱を定め自ら條文を修正し奉答す、所謂五ヶ條の御誓文
是なり、其草案は此會誓式にして原文孝文の自筆にあらず、然れども盟を誓となしまた
第一、第三、第二、第五、第四の順序を改めたるものはみな孝文の自筆なり、なほ、徵士期限を
以て賢才に讓るへしとありし一ヶ條を改めて舊來の陋習を破り宇内の通義に從ふへ
しとなしたるは全く孝文
の意見にして且自筆なり)

一四 國是 一定に關する建言書 「朝廷上書」 明治元年三月

謹る奉建言候舊主毛利敬親父子甲子已來蒙譴責臣亦敬親父子之左右に在り久敷防長に伏在四境閉塞不奉窺 朝旨之所在然處先般忝くも臣蒙 命列 朝班情已往之跡を奉恐察候に 先帝既に 叡旨ありて各國に被相達候趣も有之開鎖之國是不問して自ら判然たり依る維新抑其條理を被爲遂已に去月晦日各國公使も奉拜 天顏候次第に有之候處維新之日尤淺く御主意未普く通徹不致諸藩尙方向を異にし隨ち草莽輩も擲身却ち國家之禍害を醸成し屢誤方向候者も現に不少國家之不幸不容易且於彼等も惘然之至候仰き願くは前途之大方向を被爲定 至尊親敷公卿諸侯及百官を率ひ 神明に被爲誓明に國是之確定ある所をして速に天下之衆庶に被爲示度不堪至願候誠恐誠惶頓首再拜

戊辰三月

木戸準一郎

敬白

本書御採用相成五事を以御誓約被爲在候當時參與數人へケ條御下命有之各々及建言其中を御採擇被爲在五事之誓文を被定國是之一定を天下に被爲示候事

(此は本文前に收めたる國是一定誓約に關する建言書と同じきも末尾に本書御採用云々以下六十八字を添へたり收めて参照となす)

一五 豊臣秀吉の功績布告案 「岩倉具視宛」 明治元年四月廿八日

有功を顯し有罪を罰す經國之大綱況や國家に大勳勞あるもの表して顯すことなくんは何を以て天下を勸勵せん故關白秀吉側微に起り一臂を攘て天下之難を定め最後 先皇之偉業を繼ぎ

皇威を海外に宣ふ數百年之後猶彼をして寒心せしむ其國家に大勳勞ある

今古に超越する者と謂へし抑武臣國家に功ある皆廟食其に酬ゆ
 先朝既に秀吉に賜ふに神謚を以す然るに天其家に祚せず一朝傾覆し源家
 康繼て出子孫相承け其宗祠之宏壯前古無比秀吉之大勳勞を以て却る晦没
 に委し其鬼殆乎餒んとす 朕深くこれを悲む方今
 朝憲復故萬機一新之際如此之廢典舉さるへからす加之宇内各國相雄飛す
 秀吉其人之如きを得んことを想ふ依る新に祠宇を造爲し其大勳偉烈を表
 顯し萬世に傳て朽さらしめんとす汝列侯及士庶秀吉之恩義を蒙るもの不
 少宜しく同心戮力舊德に報ゆること有へし亦以て天下後世に望むことあ
 るを示す也

編告 (四月廿八日)

(此は明治元年四月二十八日、木戸孝元が豊臣秀吉功績顯彰の布告案を草して輔相岩倉具視に致したるものなり)

一六 時勢論の建言書草案

「長藩政府宛」 嘉永六年

論時勢 (叙論)

●編者註()は松陰の加筆挿入せるを示す。

臣按するに國家泰平二百年兒女干戈を知る者なく風習日に汚下士氣日に柔惰而して外夷日に驕放今時に當て萬國紛々干戈の隙なく動すれば夷舶我海口上に跋扈すを往來す先見の人惶慨せざるはなし然るに世人其治を知て其亂を知らず空く太平に沐浴横行して外夷を憂るの人少し矣事を知らず今茲今茲東方の夷東方の夷港に至り願ふに和友通商交易和親を以す歸る日に望臨望て云ふ再來答を伺ふの日許多の軍艦を以せんと事の迫逼如何ぞ此に至れる若是を許す時は日本の地を借んとか城を築かんとか又江戸近邊へ商館を建んとか千種萬端彼意に任て咄我儘の言を吐かん事必せり許さざる時は即暴戾亂暴戻せん我皇國の人奮發激勵之か備を我卒伍を練り我師旅を整へ是を征伐せずんば有可らず然るに天下の人多く皆醉倒人の如し夷

船來る時は(僅に)夢覺むるも夷去ればめ歸るときは又眠る日々如是する時は外寇の眼下に有るを知らず如何して彼の狄夷を禦く事を得かんや(然則)士氣を作興せん事方今第一揮はずん急務なり故に左數條を論するなりば有可らず故に上たる者は其時を察し其勢を察し其士氣を作起するに然す

人君能容直諫 (二舉諫臣)

△歴觀するに所謂直諫の士に比すべきものあるを見ず然ども是大平の通弊深く臣下を罪すへきにはあらず但君上の尊慮より出て直諫青砥の如きものを遍く中外に求め給ん事政の先務にして乃士氣を作興するの要道なり

(臣按するに)古より忠臣は直諫して下屈せず諂姦臣は言を巧にし色を令くす故に多は直諫するは疎遠せられ諂諛なる者は益近仕賢君たりと雖も其忠姦を辨別目貫する事難し人君たる者は下情に通せずんばある可らず彼平時頼なる者は能く心を下に用ひ遂に青砥藤綱なる者を得て能く其直諫を用ひ共に天下の事を論し諸州の吏尤姦なる者を罰す矣嗚呼古より王國の滅するや必近に姦臣あり王者の起るや必近に直諫の臣あり故に王國の起亡するや其君の暗明にあり

然るときは君たるものは心を勞し力竭し能く下情其人を通識す可し今臣恐ながら大臣近臣を

親外臣遠内臣 二親群臣

○か之あらん果能如此ならば政治の補益多きは固より論なし而して又士氣を作興するの要道なり

臣按するに亂るゝ時は即君臣相親し治る時は君臣相遠くかなる何となれば亂るゝ時は臣盡く君の馬前御馬に奔走し命を君に受け死を君に致す治るときは左右近臣のみ僅に君のは日に昵を得て親しみ外臣は日遠く故に治に(平の)久しき内(臣)外臣有て亂の別あるに至る然れ共内外臣の別あるは治平の弊にして一旦事ある時は決して其別をなす事を得ず

古より△古よりる皆是故に由らざるはなし是治極勢に按する方今至ときは姦臣日溢れ亂極治の久しき亦是弊なき事能はず明君若し未亂の前に治を保たんと欲せば宜くし深く茲に注ときは忠臣盡く出す秦亡て漢起り漢亡て三國起る萬世の意せずんばあらず凡群臣は大となく小となく外となく内となく皆君の腹心股肱手足耳目な

交遊天下有名士 三交名士

○欲するも或は未だ得 (臣按するに)古より明君起て天下を征行するや君子英雄を

易からず然れども有名の士の如きはなきにしもあらず或は經術を以て顯れ或は文章を以て顯れ或は兵學を以て顯れ或は武藝を以て顯るゝの類各才の高下器の深淺はあれども斯名あれば必斯實あるものなれば適く此輩を天下に求め共武備を詢謀し給ふべき事なり果して然る時は本藩の武備乃天下の公論となり諸藩も亦來て法を取るものあるに至らん於是士氣の奮興自ら平日に百倍するものあらん

見る事魚の水を得る如く一ひ食するに方て三ひ其哺を咄き一ひ沐するに方て三ひ其髮を握る其人を見るに急なるや知(る)可し故に古昔より賢主心をこゝに用ゆや和漢皆然矣嗚呼魚の巧鱗あるも其水を得ざるときは是を大海に展る事能す君に大才有も其人を得ざるときは是を大(に)天下に揮ふ事能す然るときは人君たる者は能く天下有名の人に交り能く有名の士を招き治亂盛衰の事を論し能く古今知識せずんば有る可らず是其賤を顧すして其人を顧る也論士 (六勵士氣)

(臣按するに)夫れ士は常に武器に離れざるををもつて要とす然れども(一)此處確言的論然與上下及無緊關(二)武術の中其一に長する事有り是暗に意の向ふ處にして自然に長する處なり必一劔一槍一弓一銃に長するを以て士と謂ふべき乎然り矣士たる者は進退信義守りに足んや

不顧賤而顧其能。一語極妙。措諸漢文中。固足稱警策矣。然今遽下一妙語。而辨之未悉。讀者或不注意焉。且當今君上不交天下之士者。別自有由焉。非爲其賤也。別自有故割愛削此語。不知兄以爲何如。

●編者註、不顧、云々は前項末尾の欄外に入るべきものなり。□もふ如き眞に武士の模範なり然れども今の士能かくの如きもの甚少し誠に頼甲斐なき事也是れ人の才器古に比するに非く計り汗下なるに非ず蓋し士氣の柔惰にして茲に至れるなり故に臣切に思らく今

四方奔走して其君を恥かしめず義に有らされは高官と雖も屈せず義有るときは匹夫と雖もとり陣に有ては小令と雖も謹聽し望敵んては萬刃に向と雖も退す矣(臣)聞志士不忘在溝壑勇士不忘喪其元嗚呼乎

論兵 四齊陣勢

凡兵を用ゆるや整亂にあり古より兩軍相合し其勝負するや(必)軍の整亂に(あり)よりて決す矣(臣)今西洋の時(陣)勢を察するに(戟)銃(地)に置の隙なく(地)を(萬)里の外に(争)い(東)衝(西)擊(一)投足に至るまで(一)軍(一)齊(要)す故に(兩)軍(抵)觸(彈)丸(逆)飛(の)際(に)立(つ)とも(其)陣(勢)靡(麻)竹(塞)の(異)國(を)侵(犯)する(事)殆(指)す(所)ある(か)十(國)其(鋒)先(當)る(事)なし(如)く(少)しく(亂)る、(事)なく(少)しく(整)る(事)なく(遂)能(く)敵(を)制(する)に(至)る(是)最(法)と(す)べき(の)事(な)し(彼)軍(を)出(す)に(先)整(寧)に(して)亂(動)せ(さ)る(を)要(と)な(す)且(其)器(械)は(克)く(理)を(究)め(更)に(是)を(實)用(に)經(驗)し(周)旋(に)輕(便)す(然)り(按)する(に)今(器)械(兵)法(は)兵(馬)の(巷)に(研)究(し)實(に)して(華)に(有)す(近)頃(彼)の(長)する(處)也(矣)凡(文)武(を)天(地)間(に)學(ぶ)や(彼)が

の急務舉謀臣親群臣
交名士齊陣勢等の數
件を舉行し是を以て
士氣を作興せずんば
あるべからず士氣作
興して然後事始て行
ふべし

○事を主要として論
するも皆これが爲な
り

進

長を取て(我短を補ひ彼が巧を取て)我か拙を棄つ是大夫丈
志す所。○故に將たる者は彼を知り己を知り一定の
の學處なり然るときは將たる者は彼を知り己を知り一定の
格規を定め一藩の多士をして適從する事を知しめすんばあるべからず不然室を築て道を謀
山水の形勢を察し地の生死を知て綱練せずんば有可ず矣
る如くにして終に論定するの日なし論定れば多士皆各自が手を着る所あり是亦士氣振興す
譬い千里駿有と雖も伯樂なきときは駄に異なる事なし奇
るの急務なり臣按するに西洋大砲小銃ともに皆製方手繼等皆制度あり故に此度戦に召連ら
速の有と雖も精練せざるときは拙遅の術に下る平常の時
る、人々は悉く製方手繼を日々操演せしめ三日五日に必つ御庭前召出され其術を御覽遊ば
と雖も宜く按察す可し況火急の時に於を哉

○何如ぞ婦人女子の
如き區々の偏執を以
て是は西洋術なりと
云て善美の法を捨へ
きの理あらんや

叱正

伏乞

孝允百拜

(嘉永六年六月米國水師提督ベリーの相州浦賀に來航せるに方り木戸孝允時に年二
十一)は形勢に鑑み其の對策を草して長藩政府に建言せんとす會々吉田松陰諸國遊
歴の藩許を得て江戸に來りしかば孝允其の草案を示して添削を請ひたり、松陰直に
討削して孝允に與へたるもの即ち是なり全文中添寫せるはすべて松陰の自筆なり)

一七 正藩合一の意言書

元治元年

正藩合一

薩會越宇等之如き各小異は有之しが其大本元より同論合一折節一時
之嫌疑を厭ひ薩等之尤狡猾は屢々往來もせざれども脉絡始終貫通致
し毫も決る油断は無之手段益周密終に其姦計を果せし事も世人之し
りし通にて諸藩こゝにおゐて

皇國之御爲盡力有之しか大に厚薄輕重各々見之深淺に亦一致一定と
申事無之兎角姦計密熟一旦陽發せし上俄に驚愕痛歎思々之建言氣付
も有之しなれども已に々々機會に後れ寸益も無之空歎息之次第に相
成所詮四藩之姦焰を壓し必訖度

皇國之御爲と相成し候事甚無覺束却て彼の姦計に先せられ盡力周旋
終に水の泡と相成し事も不少今日實に安危在亡之折柄眞に

皇國之御爲之盡力決而尋常容易之盡力に而貫通致し候事は萬々六つ
ヶ敷當時自ら盡力々々と申唱し藩も多くは只舌上より出し事にして
一時通言之如く虚喝のみにて誠に

皇國御安危之堺と眞心思ひ詰事の難易を願す誓ふ臣子之分を盡し奉
報

皇國之覺悟より起り盡力致せし藩は甚稀少にして兎角事の易と窺へ
ば争て建言致し事の難きを察すれば忽托事歸國或は黑白雷同黑白不
可辨之説を起せし藩も亦不少遂に彼四藩へ面從阿諛之藩も同様之儀
にて必竟

皇國之御不幸無此上遺憾無限次第眞誠

皇國之御爲盡力せし正義之藩は速に合議眞心吐露公明正大至當歸一
之極論一決の上血をもつて天地神明に誓ひ難易を不願禍福を不思同
心戮力之盟約一定正藩合一之基本相立候事尤肝要急務に可有之

正藩合一盡力之大本

正義之藩合一至當歸一之議論一決ならては其大本難相立其大本不相
立時はいか様盡力有之しとも元より勞して功なく一體

皇國今日斯御艱難之形勢に立至り候根元外夷ひとたひ渡來俗吏恐服
夷狄之驕傲日に益募り萬民之困窮日に益迫り天下人心之不折合不一
形實に

皇國之御國體不相立に付而は深く被惱

宸襟癸丑以來

勅諭も屢相降り候得とも有司

朝廷を蔑如し

叡慮徹下仕らす益土崩瓦解之勢を醸し

勅使逐々御東下終に大樹公御上洛之期至り積年攘夷之

叡慮漸御遵奉御直に御請被 仰上期限天下へ御布告迄相成兎角於關

東御實行御因循に付尙八月廿五日重而嚴然たる
勅諭天下列藩へ相降りし折柄此度いかゞ之事なる哉横濱先鎖港其餘
二港は不經數年必掃攘と歟是則姦徒之

叡慮を矯る處にして誠に天地之至變必竟姑息之極誦詐を以夷狄を欺
き一時を免れんとせし井伊安藤等か策と遂に同轍に而夷狄と雖亦誦
詐を以始終欺き候手段に而は第一名も不相立實に外は夷狄を欺き内
は億萬之蒼生を欺き元より

皇國須叟も治るべき道理決而無之則其誦詐姑息と申せし證は横濱之
鎖港に而も兵馬之覺悟に無之ては必不相叶兵馬と申事に相成し時は
又必變し可申たとへ兵馬に及ひしとも條理之正敷を以決而屈撓無之
事に候得は條理を推し斷然三港共相鎖せし事元より當然に而先横濱
鎖港不經數年二港を掃攘と申事は第一言も算も不相立夢中之說同様
に而更に目途無之次第必竟姑息誦詐之策に相違無之事分明なり遂に

積年之

叡慮も不相立姦徒益横行人心彌不折合終に々々不經數年夷狄之計中
に陥り候事無疑誠に

皇國未曾有御艱難無此上事は顯然たる儀に付癸丑已來之次第實に大
樹公御大病或は御幼少之折柄一時姦吏之私見を以上下を欺き

勅許も無之事を強て取計らひし事に而條理素より不相立天下益困迫
人心彌不折合之廉を以分明に御申聞せ實に如此次第に而は眞之和親
に而は無之段を以斷然御拒絕相成私見を以取らひ候姦吏は至當之御
所致有之候外別に御所致有之間敷而して彼理不盡に戰爭を相開候は
曲元より彼に在り禍心を包藏せし廉は彌分明なる事に付尙以迅速に
御所致無之而は不相叶會而

叡慮にも被爲在候通無是非次第に候然る上は顯然
皇國之御存亡に大關係致せし大眼目たる攘夷之

叡慮御貫徹仕らすては眞に

皇國御爲盡力之所詮は更に無之長州之事の如きは自ら此中之一端に
亦大本舉り候得は元より憂るにたらず此に於て長州公正を失せし事
は天下之公論を以可相糺大本舉らざる時は必長州のみならず決り天
下之人心折合候目途元より無之正義合一之藩眞誠

皇國之御爲盡力に付亦は第一速に大本相立候様必死盡力進退共に々
々斃る止之決議を以衆言一口に出る如く千百を不厭諫争匡正同盟自
國におゐては攘夷之實行相舉り候事則今第一之急務に可有之誠に今
日之勢諸藩同しく薪上に坐し其元火を消防いたし候事争亦其一端え
力を盡し既に己之座下に火之發するをしらざるか如し豈可堪痛歎哉
（此は木戸孝元が形勢に鑑み正藩合一して幕府を諫争
匡正し攘夷の叡慮を貫徹し奉らんとせる意見書なり）

一八 薩藩の眞意探索に關する意見書

「三條實美宛」慶應元年
閏五月

弊國へ之音信も或は賊之爲に被遮漸く達すれば已に々々期に後れ同
志之者共よりも□□仕終に一旦歸省不仕亦は不相叶都合と相成申候
又京攝之間へ出今日之形情も粗相探漸下國仕申候實に（以下闕く）

謹而奉言上候

爾來先以

御機嫌克被爲遊

御座恐悅無限奉存上候於微臣儀も十九夜天王山へ一旦引取仕候處一統
已に退散故甚失望仕無餘儀洛中え引返し當時様子相窺直に但州へ下り
又信州へ走り始終齟齬而已仕候次第禿筆言上難盡奉存上候幕吏今日之
情實は去年筑波之一舉已に瓦解且又長州之事も彼等之存外容易に屈伏
致し候都合に立至り申候より必竟幕吏今日之見識幕威之衰候より斯相
成候儀に付第一に幕之從來暴威を振ひ幕權を復し候儀を専務に相勤已
に三月にも乍恐 五卿様方御東下主人父子も出府爲致候次第に相決し

朝廷へ言上に及び従
朝廷暫其儀は閣候様との 御沙汰被 仰下土州上洛御催促被 仰出候
得共大概之形勢如此之姿に相成六十餘州中
朝廷之御爲に中々盡力致し候諸侯など、申候は夢々無覺末次第浩歎
悲泣無限儀と奉存候乍恐日夜 御憂慮之御程奉察上只管奉恐懼候然處
逐々薩州一新之風説も傳承仕候處元より舊年來被爲遊御存候間難被
相信次第に付不審至極存居申候折柄先日不計石川誠之助に面會仕候に
付不取敢近頃之御機嫌をも同人より奉窺且又風説之模様も同人談話仕
薩藩舊年と相違仕

(石川誠之助は中間名大郎の變)

朝廷之御爲盡力有之候由承知仕候得共近頃恐多くも
朝廷之衰微仕候事は不容易壬戌之春薩藩
朝廷之建言之趣とは實に雲泥之相違に而壬戌之春薩州より
朝廷之建言無之候は、却

朝權も斯ばかり衰微不仕天下も斯ばかりなり降り申間敷と悲歎無此上
次第に御座候處眞に舊年に換りて誦詐を擲誠意を以盡力有之候事に御
座候得は
神州之大幸申上迄も無御座候處未其實行とても不相顯如何之事哉と存
申候乍恐於
上は如何被思召候哉實に主人父子におゐても眞に寡德之ものにも終に
天恩
朝廷へ萬一を奉報候事も不相成却而今日之艱難相迫り候譯に御座候得
共其微志におゐては五卿様と終始を御共に仕度心底に付薩藩之事も如
何と掛念仕居候趣に付乍恐竊に奉窺上候於薩藩も眞に
朝廷之御爲盡力之事に御座候得は已將軍上洛之期にも相望み實は此機
會に其實行相立不申は何れ之日歟
朝廷之御爲盡力之時可有之哉と被存申候天下有志之ものにも多少罪可

有之候得共實に朝權を衰微致し天下有志之士或は幽囚被致或は非命に斃れ候も癸亥八月薩會盡力變動より相起り候事に付眞に薩藩におゐても一新之勢に御座候得は屹度是等之處より御督責被爲在此度上洛之機會を不相失必然實行之相立候處只管

神州之御爲祈念仕候譯に御座候前申上候通主人父子之寡徳は御存被爲遊候御事に御座候得共一點之誠心におゐては更に變動不仕實に如何と掛念仕候乍恐於

上も訖度薩藩之深意御見貫被爲遊候御事被爲在候得は於主人父子も神州之御爲を攔私怨を挾之心底は毛頭有御座間敷元より

朝廷之御爲微力を盡度之深意より終に今日之次第と相成候儀に付朝廷之御爲に何れ之時と申候も眞に盡力仕候もの御座候得は同志と不言して自然同志之國に得共舊年來之行掛も御存被爲遊候通之御事に彌今日一新否之處未實行も不相見主人父子を始一國掛念仕候儀に付

乍恐極密奉窺上候誠惶々々稽首百拜

(此の書は宛名署名及び月日を關し慶應元年閏五月木戸孝九が薩摩藩の眞意のある所を知らんとし三條實美に致したる草案也原書は塗抹改竄甚だしく文理完からざるを以て淨寫したるものとす)

一九 立法行政に關する建言書

「朝廷上書」 明治四年七月

大納言參議を一體と爲し之を帝室の樞機官とし以て立法を司らしめ行政と兩立して政治をなすの議

方今政治の體裁其紀綱の條立せざるより廟議に於て再ひ復政體を一變し改革を行ふの議ありと聞く事體苟も全州の安危全國の盛衰に關係するを以て今之を熟視し之を測考し之を忖度し論理實際の兩義を推て其是非得失の要領を左に記述し敢て忌諱を憚らざるを得ず夫れ政體制度は容易に改革すべき者に非ず事狀止を得ざるの弊害起りて之を匡濟するの改革を行はざるを得ざりとせば須らく漸を以て其實際の施行に及

ふを眼目とすへし假令一朝遽に制度を變し頓に名稱を替ると雖も其實際の履行に至りては必ず有限の時日あり必ず前後の順序あり然らされは其實効を奏するの期なく實務の驗を識るの時なく改革の益なくして改革の害ある事諸を掌に指すか如し之を以て見れば政治は實地に著意して其妨碍なきを主とし而して漸を以て之を舉行するに如くはなし抑も政治の世に行はるゝや一日も停止すへきに非ず猶水の下流に逝く須臾も之を壅塞す可からざるか如し其際利を起し害を除き善を奨め弊を去るや各々其實際に應じて順序を設け以て之を釐正し漸く其化域に至らしむへし其期の遅速は獨り政府處分の當否に依る而已凡そ海の内外を論せず各國政治の沿革して良法善政を得るを見るに皆此法に由りて施行せざるはなし但不世出の英雄時變に遭遇し干戈を以て一世を歴服するか如きは又常理を以て論す可きにあらす若し實際の得失當否を顧みず遽に政體制度を變革し徒らに名稱に従ふて其新政新法を一旦に施行せんと欲する者は大概其弊害を増加して其利益あるを

見す假令萬全の新法最良の新制なりといへとも猶徒法虛名に屬す況や廟議未だ萬全の地に及はず最良の度に至らざるに於てをや故曰政體制度は容易に改革すへき者に非ず事狀止を得されは須らく漸を以て其實際の施行に及ぶを眼目とすへし若し政治上の實際を見るに弊害の起るや甚しく百事之か爲に凝滞し實に改革せざるを得ざるの時に當らば改革の議を建るに臨み先づ其弊害の由て生ずる所を洞見し其罪の歸する所を測知すへし若し政體制度の法則適正を得之を奉じて履行する官員も其職務を勉勵するに國民之を遵奉せざる事あらば是即ち國民の罪なり政體官員の罪に非ざる也若し政體制度の法則も適正を得國民も之を遵奉するに政體制度の法則適正ならざる事有らば是即ち政體制度の善良ならざるによる其罪政體にあり官員國民の罪に非ざる也其弊害の根柢を推考し以て其の罪の歸する所を知り而して後其弊害を除去るへし其由て來る所を問はず徒に其罪

を政體のみに歸し漫りに改革を行はんと欲するは猶庸醫の病根を探らすして治療を施すか如し豈匡濟の實功を得るの期あらんや
熟々惟みるに今日

朝政の振起せざる綱紀の條立せざるは其弊害の由て來る所は果して政體制度の適正ならざるに在る歟國民の之を遵奉せざるに在る歟抑も又官員の職務を悉さるるに在る歟今日の急務は其由來を洞見するを專一として改革を議するを專一とせす然るに廟議常に政體を改革する事のみ論し僅々四五年の間數度の改正あれども結局其名を求めんとして其實を求めず其虚制を主として其實務を主とせず故に改正の度ことに官名職稱の異同あるのみ徒らに國民の疑惑を生し却て政府の信を薄くするの端緒となるに至る事勢如此而して國民の死生全州の存亡を負擔したる政府の職務を悉せりと云へけんや廟堂の上に座し省臺に昇るの士苟も其是非其得失其利害其當否を省慮せずんは上

天子に委せられ下萬民に托せられたる所の責任は又何人に屬せん乎
或曰方今政府の官職中樞機議法の職は^{納言}實際の効なきより之を廢し其人をして行政の職に就かしむへしとの議あり是即ち弊害の根據を未だ探盡せずして俄かに其面皮を論する者の如し夫れ政治の一途に出す事務の嚴肅ならざるは其制度の弊害歟將た其官に在る者の罪歟曰在官の罪なり制度の弊害に非ざるなり制度法律一たひ定まつて之を履行するは在職者の任なり力を盡して之を履行し猶其實害に於て凝滯する所あらは初め制度の充全ならざるを議するを得へし然るに在職の者其責任を盡さずして彌もすれば其制度を變革せん事を議するは何そや蓋し改革の實際に益あるを望ますして其前非を顧みざるものに似たり然則何をか^{在職の者}其職務其責任を盡さすと云乎抑納言參議の職たるや天子の輔弼となりて萬機に參與し立法議政の樞機を司とり凡そ大小の事務未だ法制規定に掲示せざる所の者は輕重を論せず此兩職の公裁議

決を経されは一令一言と雖も天下に布行す可らざるの權あり故に行政各官各省の卿輔頼て以て法とし執て以て行ふ所の制度皆此兩職の議に出さるはなし然則此兩職は樞機立法の官にして外國の政體に比較するとも亦欠く可からざるの重職也今此重職に在るの人宇内の大勢變換の原因各邦の政治強弱風教の殊異に注目し全州の政務よりして各官各省に於て行ふ所の利害得失人選黜陟刑賞褒貶の當否を監督し内外人民交際の形勢彼我條約の是非を問ひ天下に號令するに當り最も緊要の事務を論せずんは有へからず尋常の事務と雖も之を其局内の書記官とも見做へき辨事に附托し其處分を以て行政各部の長官を使令せしむるの理なし事勢如此故に制度の變革假令數百度に及ふと雖も其功驗を見るの日なく空しく一場の虚議に屬するのみ凡そ政治を行ふに臨み其根本確立せされは其端末を責むるを得ず是を以て行政の各官皆其自己の意見を主張し強て之を實際に施行せんと謀り甚しきは己れ職掌を越へ

責任外の事と雖も之を處分するに至る此間或は政府及び諸官省の重任重職に當り安逸を貪りて事務を傍觀し之を顧みざる者あり或其職に在り其責に任し自から其事務の輕重處分の當否を辨する事能はざる者あり其弊の由て來る所を按するに其職掌を越へ責任外の事を行ふの弊は其權力の制限事務の章程確定せるに由る責任の輕重を知りて猶安逸を謀り傍觀するの弊は賞罰の明白ならざるに由る其職にあり其責に任し事務の輕重處分の當否を辨する事能はざるの弊は其人撰の適當ならざるに由る抑も行政の權力に制限を定め事務の章程を設け賞罰を明かにし人撰を精くするの事は現今我政府の制度に據れば納言參議の責任なり其責任にありて之に堪るの目的あらすんは誰か又之に堪へけんや故曰在官の罪なり制度の弊害に非ざるなり參議は德望衆に越へ且各邦の政治の形勢等熟知し有力の人を廣く撰ふを急務とす夫れ立法行政の兩官は政府の兩輪にして互に相制し相輔け以て政道の公平を峙立せしむへき事輿論の希望する所なり今

納言參議は則ち政府の立法官にして
天子の樞機官なり各官各省は行政の官なり行政は立法官の法令に基つ
きて事務を施行し其法令に著明ならざる條は決を立法官に取りて其令
を遵奉すへき地位なり然るに今此立法官たる納言參議を廢し各官各省
の卿輔をして法を立しめ政を行はしめは全く立法を廢して行政のみを
建るの體裁也過日納言參議を廢するの議あるを聞く故に此條を論ず今此職を
置くと雖とも孝允等の如きものを以て此職を塞かば前途甚危
果して然らば向來の利害如何各省の卿輔は各々行政一部の主長にして
其部中の責に任するの職なれば其任内の事務に通曉せるより其職務を
十分に施さん事を望み敢て他省の利害を注意せず各々自省獨立の態を
なし互に相抗衡し相掣肘して遂に黨與の萌を醸すへし此時に臨み樞機
立法の官なくんは誰か其是非を裁判する人あらんや誰か其適正を得せ
しむるの官あらんや恐くは一年を経すして政府の實務は必ず瓦解する
に至るへし

竊に現今の大納言參議の職分を考ふるに政府の立法官にして國君獨裁

東洋諸洲及び魯西
亞土耳其の政體の政體にては帝室の樞密機官に當り立君裁制西洋諸洲
の政體

にては上院に當り又合議合衆の政體にては設納上院に類せり今や我邦
開明の化域に赴くの勢を見るに他日人民の智識愈々進歩するに従ひ人
々自主自由の權を得ん事を欲し各國制度の體裁に倣ひて下院を開き國
民名代となりて政府の議に參せんと企るに至るへし此時に當らは政府
と雖とも之を枉制するの理なし而して其政體に立法の官なく行政官員
の意見と臨機の處分とに従ふて政治を施さは議政立法の大權は忽ち下
院に歸し挽回す可さるに至るへし是豫め省察せずんはある可からず
或曰現今下院を開き國民中より撰擧したる名代人を以て其議員とな
すの議ありと夫れ下院を開くは尤も開化の政體上に於て善良の擧な
りと雖とも現今我國民の如き未だ時勢の如何事理の如何なるを辨せ
ざる者より名代人を撰擧し其決議を採用して國民の輿論也とし之に

從て政治を行は、其實務上の可否は果して如何なるべき歟されは下院の舉は我國民の時勢を知り事理を辨するの後を待て之を創立すへし今日の實際に於ては輕忽に之を開くは政途を一にするの策に非す又下院に於て議する所の事務は大約租税の事に關する歟或は自主自由の權を得るの事に係る歟の兩條を主とす而して其院中に若し西洋諸邦の下院の如く立法の大權あらは政府上の實權皆下院に歸し行政は其令を遵奉するのみにて復た立君政治の體裁を保全する事能はず此時に於て樞密立法官ありて上院の權を守り立法の條理を分割せば乃ち下院行政官と共に三方鼎立の姿をなし立君政體の實務を維持するの下策たるへし

前條の理を推し以て實際を度らは今日の政體は猥りに改革すべきに非す今日の納言參議は全く廢止すべきに非す須らく現時の體裁を更張し名實の相符合する事を緊要の事務なりとすへし於此立法の體裁を潤色

し順序を逐ふて其權理を擴充し之を陳述する如左

○參議官の權理人員の議

- 一 大納言參議は共に樞密議政の官にして其の採る所の事務も亦相同し等級の別呼稱の異なるべき理なし宜しく大納言の名を廢し參議を以て樞密立法官の呼稱とせば其名實に符合すへし
- 一 參議の職に上るべき人は其德望衆に超出する者其實務に通曉する者を以て撰任し其人員は十人前後の間に定むるを良とす衆多に過る時は却て紛擾の議論蜂出して局を結ふに至り難ければなり
- 一 參議に任すべき人は門閥を論せざるのみならず草莽の遺賢たりとも之を掄擇すへし必しも在職の官員中より撰舉するに限らず
- 一 行政の官は其人に歸するの責任あるより又其人に屬するの權あり其官に屬するの權あり立法の官は其集議の會同に權ありて自己一身に

は獨斷を以て事を處するの特權なき者と定むへし
一外國の交際或は重大の事務を取扱ふべき時は特例を以て參議の中より人撰し行政の官員に連なりて其事務を處置せしむ事務畢て後は再び原の參議に復るへし

○參議附屬の官員并定額公費の議

一國律公法に通曉せる者を撰みて第一等書記に任す
一文才ある者を撰み書記に任す
一外國の語學に通せる者を撰み専ら翻譯の業を司らしむ
一書庫を設け中外の書籍を貯へ參考の用に供す
此書記等は國內への公布報告并に行政官より差出たる議案の類を取調へ草稿の事を司とるなり尤も此書記等は政治の議に付一切言を聞するを許さず參議の論を他に洩すを許さず只參議の命を遵守

して筆を採り書記丈けの職務に適ふを要とす

一參議の集會する議院の爲に政府より兼て定額の公費を許可すへし

一參議は各省各官の狀實景況を詳細に會得するに非れば議政立法の際に臨みて疎濶に涉り迂遠に屬するの患あり故に各地へ隱密の細作を出し事狀を探索せしめ同班の外は之を他に洩さるへし

隱密の探鑿書は參議の外他人の之を披見するを許さる事勿論なりと雖とも其書面には詐偽なきの證を載せ細作の者自から之を調印して參議に出すへし

隱密の探索に據りて官員の奸を摘出し之を司法官の法律に引付け其罪を案するの時に於て若し其罪に伏せざるか或は此隱密の者即ち妄語造意して人を罪に陥らしむるの罪に當る其者須らく其罪に伏すへし是讒間を豫防するの法なり

一集議の局を創立し會議の法則を設け之を天下に公布すへし

○議政の體裁并職務の制限の議

- 一 會議の時に臨みては參議各々其論を悉し正理を得るを要領とす由て參議の員中より時に一名を撰みて議長とす
- 一 行政官より差出たる案を議長より議官に報知し各々其意見を云はしむ其論辯中には他の議官の傍議を問するを許さす
- 一 各省の卿は書面を以て會議に出し論する事を得れども參議より特例の許可なければ其席に連なりて論辯するを許さす
- 一 行政官より申出たる議を參議官にて採用せすと決せば何の理何の故を以て採用せざると云事理を辯駁して之を其卿に返すへし
- 一 若又行政官の議を參議官にて採用すると決せば議官許可の趣を上奏して大臣之に調印し國璽を鈐す於此初て定まりて國法となり行政官にて聊も之に違背するを許さす又之を改正するを許さす大臣は即ち行政官の首長なり

リ

- 一 議官許可の趣を上奏すと雖とも如し 叡慮に適せざる時は則議官に下し復議せしむ可し
- 一 參議は立法の事に付各地の狀實を親驗する事を緊要とする時あり故に其掛りの參議は公費にて旅行するの理あるへし
- 一 議政の席にて否可を決するには衆論に従ふを主とす故に一人たりとも多人數の方に従ふへし
- 一 臨時の議政は當日詰合の參議にて之を決すへしと雖大事は各員の論を待を要す尤も旅行の人は之を除きて差支なかるへし

○政治の實務を釐正し行政の權に制限を設け責任を立るの議

- 一 參議官より各省の卿并に地方官の首長に達し其官省の事務現今行ふ所の實狀と釐正すへき新議とを取調へ之を會議に差出さしむへし

一 行政官は其各省各官の現状と新議とを取調へ之を參議官に差出すへし

一 參議は右の議案を落手し其狀實を推考し或は躬から實地に臨みて検査し或は細作を以て探訪し其議の是非得失將來の利害を議し何の條何の議は之を許可す又何の條何の議は何の理何の故を以て之を許可せざると云ふを行政官に達すへし

一 行政官は此達を得再び辯駁すべき條あらは之を辯駁して差出し參議官の許可を経て大臣の調印を加へ定法となる

一 參議官に對しては各省の卿は一人にて全省の責に任するの理あり故に卿の責任に勉勵する事を得べき丈の權を與へ其例限(制カ)を設くへし各省の卿は一人の身を以て全省の責に任するに付一人にて全省の事務を處分すべき重任なれば行政官中の重職たり但一人にて細大となく處置する事能はざるより各省中に諸司諸役所を分ち各々其一部の

主長を任す

此主長は又其管轄部内の事務丈は其省の卿へ對して責に任すべき職務なれば定法を以て其職務に付て權力の制限あるへし其以下の有司書記に至りては長官の命を奉して勞に役するの職なれば固より責任の理なし若し過あれば其主長の過となる故に省内各司の有司に過あれば其主長この責に任し又省中に過あれば其卿たる人政府に對し其責に任すへし

一 各省の卿の議によりて集議を盡し各省中分科の章程を設け之を許可せば即其省中の定律となさしむへし

此章程に従ふて事務を妨碍なく履行するを眼目の主要となす故に事務の多少によりて官員を増減するの理あり官員の數に應して事務を分割すべき理なし

事務の章程を許可し法となす上にて卿は其分科の主長を人撰し之を

議官に書出し許可を得て之に任す其以下は卿の意見に従ふて之を命する理あり若し許可を得たる分科の主長を廢し其司を廢する時は卿より何々の事故何々の事理を以て之を廢すると云事を申立へし若し許可外の新司を建る時は何々の事故何々の事理ありて之を建ざるを得すと云事を書し參議官に出し其議に任すへし

一 各省の爲に定額の公費を預しめ許可すへし

大藏卿より差出すへき一年の出納表によりて全國の會計を度り其議の當否を見て豫め許可すへし

一 臨時の公費は定額の外なれば各省各官より申立次第之を許可して然るや否や其理の當否を議し可なりと決せは會計の實狀を見て後之を許可すへし

此實狀は大藏卿より出す所の毎月報告によりて明瞭なれとも猶卿に謀るの時あるへし

一 各省各官より毎月の報告每三月の報告并に毎年の報告を參議官に出さしむへし

此報告には其省中にて處分する事務を悉く詳細に書載し報告を畢りて後其省中にて刊行し國民に公示すへき事なり

一 參議官にて許可したる條は即全國の定法定律なれば宜しく天下に公布し衆人をして之を知らしむ可し

(明治四年七月十四日廢藩置縣の詔下りし後官制釐定の廟議あり、木戸孝九大納言參議を一體となして立法を司らしめ行政と兩立して施設せんことを冀ひ其議を建言せるもの)
是なり)

二〇 奥羽出兵に關する建言書案

「岩倉具視宛」

明治元年七月

一 鍋島上總兵隊七百人小倉兵隊三百人因州兵隊五百人又千五百人羽州に早急出張被仰付度事

此度九州新募之兵隊相揃候上は御詮儀之上羽越二國に分る御差向けに

相成度奉存候事

一 鍋島上總羽州に被差越候に付るは最前從
朝廷同人へは別段 御沙汰も被爲在候ほと儀に付此度早急に浪華より
京師に被爲召

至尊御前におゐて訖度 叡慮之旨も被仰聞羽州出張之諸兵隊におゐても
益同心戮力速に賊徒追討之功を奏し奉安 宸襟候様親しく 御沙汰被爲
在度奉存候事

一 佐竹津輕南部三藩に今度改

勅諭被仰出諸兵と戮力速に賊徒之巢窟を掃撃いたし奉安 宸襟候様被仰
出度奉存候事

此度堂上方別に羽州に御進發相成候得は此御方より三藩への

勅諭御傳被爲在度自然別に御出無之候は、上總へ御渡着陣之上九條澤

二卿の御内より御傳被爲在度奉存候事

一 薩州肥前筑前小倉長州等之諸兵隊仙臺反覆に付候るは一統不容易苦
辛いたし九條澤二卿を奉輔守候由に付此次第
至尊被聞召神妙に被 思召候御旨趣
勅諭を以被 仰出度候事

奥越は京都江戸兩處より逐々金穀御送り方相成候得共羽州は金穀之處
尤不便に別京都江戸より御送り方にては更に無之尤苦辛いたし居
候由に付御都合を以當時羽州に罷居候薩肥筑小長五藩之兵隊七人に聊
宛にも拜領金被仰付候は、別可然御事歟と奉存候事

一 九條澤二卿へ被差添候會計局之もの一人は於仙臺行衛不相知暗殺と
申風聞有之候由金は益御不底に佐竹におゐても無余儀御借上げの御沙
汰有之候由之處漸千金丈け相運候位之御事に尤御困迫之御様子此度改
る兵隊被差出候に付るは金御送り方有之度奉存候事

會計一人に差聞候得ば御出張先におゐて今一兩人諸藩の内より御履

候る被仰付度穀は必羽州は御間有之間敷と奉存候事

一 日誌御送り方之事

一 御誓文御宸翰急速御摺立被仰付二三千余枚も此度御送り方被爲在度奉存候事

菱田文藏へ被仰付候は、板木其外之儀承知仕居可申と奉存候事

一 佐竹南部兩藩有志之もの在京罷居候に付一同被差返度奉存候事

此件 思召次第 御沙汰に無之とも下におゐて申談じ候る必歸國盡力可致候事

羽前に御手を被爲着候義は一日も迅速なるを奉希望候機會を失し候る奥越ともに隨ち兵氣は振ひ不申大機を可誤と不堪懸念奉存候只此羽州之事御一決に至り候得ば東御一條等之大事件順序を以急に御手を被立不申るは百事忽瓦解に可至と奉存候事

(明治元年七月十四日羽州に出兵の廟議決す依りて是月木戸孝允
出兵に關する機事を草して輔相岩倉具視に上る其草按是なり)

二一 北越出張の請願書

明治元年八月廿九日

謹る奉歎願候當時御用多之御央彼是申上候は誠に以奉恐入候得とも越後表出張之官軍小荷駄其外運轉物之義に付種々不絶申立之趣も有之殊に長州兵隊等におゐても情實苦辛之次第度々申立候處必竟於

朝廷は逐々御送輸も相成不容易

御苦慮被爲在如此厚き

思食貫徹不仕はいか、哉と深く奉痛心候此餘長州兵隊之義に付候るも奉恐縮候次第に元より申立様も無之然處此度も北地より兵隊之もの罷歸進戦之義は毫厘も不相厭義に御座候得共不得止苦情申出私共におゐても承知仕候而已に只々奉恐入候仕合付るは私義一先越後へ出張被仰付候は、其等之義乍不及微力相盡し今日御多端之御折柄其萬分一になりとも奉報度格別時日を相移し候義に亦も無之一應罷越候は、得と本末之情

實も相通し必竟往々之御都合も粗相立候様仕度乍恐心事御汲取被仰付偏に御許容之程奉願候誠恐々々頓首百拜

八月廿九日

木戸準一郎

付箋

北地出張之官軍酸辛之情實不忍坐視之次第申出其丹忱至當に被聞食候へ共即今

皇基培植之折柄殊に樞軸之職務深く 御依頼被遊此件難被及

御沙汰事

(此は明治元年八月木戸孝允が北越の戦況を憂慮し自ら出張して盡力せんとし其朝許を請願せるものなり)

二二 賞典祿給與の中止を請ふの建言書「朝廷上書」明治元年十一月

謹ふ奉建白候此般復古及戦闘之功臣へ爲賞典百萬石を以分賜可被 仰付

との御内評奉窺候處臣竊に奉恐察候に抑一新之御盛舉は内億兆をして安撫其處を得せしめ外世界萬國と并立する之

叡旨にして誠に前途之目的不容易一新之御盛舉は固より稀有之御成業と雖も必竟内國之事に係り自今海外に關涉して爲將來根軸を被爲定候は眞に至重至大未曾有之御事にして前途實に悠遠と奉存候今日内地之艱難に際し擲身命報邦家候は元々志士仁人之所不避に可有之就るは速に今後天下一致對海外候

皇國之基本確定仕候事至切至要と奉存候依る此度於戰鬥上爲疵傷不具之身となり又は戰役候る老父母等存在いたし候もの御給與を賜わり先一般御賞典之義は是非に被止度爲將來愚衷只管難默止不憚忌諱陳上仕候誠恐誠惶頓首再拜

戊辰十一月

木戸準一郎敬白

本文終に至り御採用依り又大功二十年中功十年小功は一時と三段に區分し世襲賞を決る所以不可然を縷々及建言終に又不被行其草按致棄失候に付不相認候事

（明治元年十月東征大總督熾仁親王東北平定を奏聞せらるる是に於て復古及び出戰の功臣に賞典祿給與の廟議あり木戸孝允之を贊せし十一月其意見を建言し賞典祿給與の中止を請へるもの是なり）

二三 普通教育の振興を急務とすべき建言書案

「朝廷明治元年上書」十二月二日

臣準一郎謹る奉建言候王政維新未出一年東北之反徒盡伏其罪從今勉る武政之專壓を解き内は人民平等之政を施し外は世界富強之各國に對峙する
之
思食斷る毫も不容疑儀と奉恐察微臣も夙に廣大之
朝旨を奉體し不顧鷲鈍盡微力熟將來之形勢を推考仕候に一般之人民無識貧弱にして終に今日之體面を不一變時は譬二三之英豪

朝政を補贊仕候共決る不能振起全國之富強して勢王政も亦不得不陷專壓元來國之富強は人民之富強にして一般之人民無識貧弱之境を不能離ときは王政維新之美名も到底屬空名世界富強之各國に對峙する之目的も必失其實付るは一般人民之智識進歩を期し文明各國之規則を取捨し徐々全國に學校を振興し大に教育を被爲布候儀則今日之一大急務と奉存候今日より端緒を被爲開候とも固より不盡多少之歲月は不能舉其實は當然之道理に而勿卒文明各國之形様而已を摸擬いたし候は必良圖に有之間敷却る國家人民之不幸を醸成候も難計と奉存候宜速に御決定被爲在度奉仰願候誠惶々々頓首再拜

戊辰十二月二日

木戸準一郎敬白

（此は木戸孝允が全國に學校を興し大に教育を奨めんことを冀ひて其意を見を建言せるものなり即ち普通教育振興の急務を建言せる草案なり）

二四 北越出兵其他數項建言書

〔岩倉具視宛〕 明治元年

密呈

一 肥前兵隊北越へ被差出候に付は浪華着艦之上御達に相成候は折角兵士其國君と共に東行可致と存詰居候氣鋒へもかゝり且浪華まで参りまた態々百數十里引返し候は實にはづみも抜け候譯に付兵庫運上所持蒸氣艦にても何艦にても

朝廷より一人被差越於途中

命を達し直ちに北越へ被差廻候は益切迫之情實も相徹し時機も不失

別可然御事と奉存候つまり下ノ關まで被差出候而待合せ御達

命に相成候可然萬一行違ひ浪華着に相成候は於浪華被相達候而よ

ろしくかゝる重大之機會を安閑と相待萬一も大好機會を失し候様之次第にても遺憾之極と奉存候

一 肥藩之相心得候處は天下へ大に薩長之事にあらず

北越甚危急
之說多し何
卒諸事時機
を不被爲失
様奉存上事

實に

朝廷之御興廢

皇國之大義を以列藩は不及申草莽までも懇々示諭いたし候處尤肝要至極に於此處十分に盡力仕候様參謀楠田某は不及申大總督府へ附屬之もの且肥前一藩之ものも得と了解會々得仕居候様御所置被爲在度奉存上候事

一 宇和侯之御歎願書は日誌へ御出し必可然と奉存候事

一 肥後之處は此上

朝廷より御すかし被遊候様之氣味被爲在候は終に

朝威も相立不申御様子次第出兵斷乎と被差除候も却御好所致歟と奉存候決末に事に寄り候は斷然御所分被爲在候位之御神算被爲在候可然様奉存候事

一 昨日内密申上置候長州之國情いづれ此往き一人は歸り不申は首尾之

氣脈相絶兎角人のからだへ當り候様之氣味に於今日
朝廷大切之御場合に望み十分に盡力仕候事不相叶何とも遺憾至極之至
に御座候兵士之五千主人父子之内一人上京仕居候位之事は且々相調候
亦も十指之さきまでも隨意に動不申亦は折角之機に後れ候事不少乍然
一人に歸國仕候に付而府縣之事其外一人前之御用に相成候人は四五人
は差出し可申候いづれ歸京之上尙具に可申上候得共大略奉入御聽置申
候其内昨日申上置候伊勢新左衛門と申もの儀御用有之候に付歸國不致
様にと丈^〇け^〇之^〇御^〇達^〇し^〇早^〇々^〇被^〇

仰出度左候は、い細之儀歸京之上可申上候一人歸り候邊之事も尙兵助
よりも逐亦可申上候間被^{候様}聞召奉願上候事

一御布令御沙汰書等總亦假名交り位に於民間之ものといへども容易讀了
御主意を會得仕候様被仰付度折角之御布令御沙汰書等之被仰出候亦
も漢字多く下々之もの讀得ること不能に付亦は世間にても種々と惡口

を申外國人までも誹判いたし申候事

一字和島侯御東下に付候亦は仙臺削封位は御覺悟之前に無御座亦は
御主意相貫き不申自然も家老殿罰位に於相濟候とでも思召居られ候亦
は御不都合と奉存候大略は御在京之中に御目的被相立候亦早々御東下
可然御事と奉存候事

一二月三月相過候事は瞬間之際も無之實に光陰如矢今日之事遷延と相成
候亦は天下之事瓦解に至り可申候間何分にも乍此上四方之事機に不後
儀肝要と奉存候兵士繰出しは蒸氣船に無之亦は必機に後れ其上陸行に
亦は兵士之疲れ候事不容易其得失元より不待言何卒軍務へ被^{仰聞}凡
有用之艦丈けは

朝廷より諸藩之分までも得と御前御暗知被爲遊候亦御懸け引被爲在度
奉存上候人數運送之艦二艘位も御買ひ上げに相成候は、余程東北之御
便利可然御事と奉存候事

必今日御入用と申事に断然會計局へ被仰付候は、二艘位は必運送艦相求め可申候小艦に或は北海は風波秋に向ひ次第に烈敷相成候に付中已上之艦に無之或は兵士其外運送之都合不可然と奉存候事

一東北平定之際東北諸藩御所致之儀真に叡慮より被爲出候處下々へ徹下不仕或は必々已後後來に涉り

朝廷之御爲天下之御爲めよろしからず候間只今より乍恐深く御按慮御策略被爲定置度奉存上候所詮薩長などが専らに仕候様に相響候或は終に々々

朝廷之御主意は貫徹不仕東北之王化に伏し候事萬無覺束と奉存上候事

一京都江戸要路之諸有司は已來は旋轉に或相勤四月歟六月歟に或は必交代仕候様被仰付兩地之氣脉不通と必々大害を生じ終に自ら大に破り候様可立至六波羅と鎌倉之如きは或るか和漢古今氣脉不通處より大破

に及び候事不少候是又御高按被爲遊置候様奉願上候事

一天下僧を俗にいたし候事は是は急務と申内差向き候事に無御座候間他日可言上仕候事

一春兵公容堂公御一局御連坐に或御所勤は必不可然甘く隔地に御立別れ相成御所勤之方可然と奉存上候事

一今日之事北越を十分に喰ひとめ賊鋒を挫き候儀尤至急務に御座候間第一二之件之御所致之處只管奉希望候尾加等へ嚴重之御沙汰被仰出春兵公へ

御直に倫言被爲在國內之兵を擧げ訖度盡力候様十分御責め被爲遊度尙時機により大垣之全兵御費用於

朝廷御渡し被爲在出兵被仰付度奉存上候事

一肥後之より西洋へ相誂製鉄艦不遠着艦之よし四十萬兩に或相求め當節彼藩より着艦之上は

朝廷へ御買ひ上げを内々願居候由金札にも不苦との事に御座候何卒
先金札にも相叶候事に御座候は、必々

朝廷之御艦に御買ひ上げ被爲遊度奉存上候事

先日も申上候通肥後一藩甚曖昧之事不少於于此はとふと歎一奮激之

御手段無之は不相成事と奉存候彌彼藩今日之危急に

朝廷之御役に相立不申候は、斷然其事を鳴らし御免被仰付候位之

朝廷之御威光無之は不相濟事と奉存上候事

敬白

（此は明治元年木戸孝元が肥前兵北越差遣東北平定後の處置肥後注
文の軍艦買収等に關する意見を輔相岩倉具視に建言せるものなり）

二四 浮浪徒戒肅に關する建言書

「岩倉具視宛」明治二年
四月三日

浮浪の議

當今浮浪の徒依托する所を失ふ者聚散離合往々路頭に立迷ひ或は御役方

への便宜を求め哀訴陳情にも及ぶの聞へあり其志を尋ぬる時は某の年某
の擧に某の堂上より招募の檄を傳へられ感激痛憤して郷土を辭し京師に
馳せ向ひしに機會に後れ事に及はさるも有り招募の檄を傳へられし堂上
不在にて皇室の急に赴きし情を暢るを得さるも有り某は浮浪の爲めに
遊説する者に非れども御一新の化覆載の公道より論せし時は一夫も其
所を得ぬ者は無きこそ王政の功績と謂つ可し然るに數百の浮浪道途に
うろつき日用至急の衣食住に差つかへ殆んど寒餓に瀕するに至れども
曾て救恤の典も加はらぬ事王政の化に於て果して何如そや夫浮浪の一
方に聚合する利害相半して害其の多きに居るは人々の知る所なり然りと
雖も害の起るを忌みて之を不問に措く時は害たる事愈甚しくして其極深
憂大患を醸するは必然ならん是故に之を處置するの方當今に在りては講
せずんはある可からず某の見る所を以する時は彼亦人也至誠を推て之を
待ち條理を以て之を責め規律を以て之を廢く時は駕馭の術未だ嘗て施し

難きに非ず因て先づ試に京坂に散處する者を一方に湊合せしめ衣食を與へ起臨棲宿の居を定めて之を安着せしめ其長を建て伍を編し異説を立て奇論を吐き衆聽を疑惑せしむる有れば之を論して之を誨へ大率 御一新の化に背馳させぬ様至誠懇篤に取扱し時は頑固推魯の徒も安んそ化して順良の民たらざるを知らんや某願ふ處は急速寺院の内にも湊合の地を御見立の上救恤の資を御手當ありて第一に管轄の長を御撰定規律程則を嚴明に表せられ才に應じて課を責め能に因りて業を督し才も無く能も無くして課と業との役に服する能はざる者は之排擯して賤役を執らしめ自ら廉耻の志を興さしめ才の及はざる者企て及はん事を思ひ才の過る者は俯して不及者を誘ふ事に相成りし時は浮浪中よりも天下の人才を陶造するも測る可からず 王政の下天下に棄物無きこそ至治の澤とも謂つ可き伏して願はくは在上の員推恕の念を垂れ給へ

附

浮浪御取扱當分の義は軍務官へ仰せ付られし由に相聞へ候得とも右の輩執銃技藝に心掛し者にて之れ無く同官の規則と背馳せし者あれば其官へ附屬は名實相協はざるに似たり且つ彼輩の情をも盡さぬ事に相當り候乎東京待詔局の御創意ある由を拜聴せり其制の詳は知れぬなれとも愚案には西京にても東京の制に倣ひ待詔局御取立ありて且つ待詔に上下の兩局を建られ先づ學校よりの管轄に仰せ付られ上局へは世上より時事其外に見込を立て上書陳言せし者又は持論ありて議事をも願ひ出づる者を許宿せしめ下局へは此程御取扱の浮浪士を居住致たさせ課程督責の法は前議に陳る如く尤嚴明に立てられ 神聖の道に本つき和漢古今制度律令經濟物産方技の業に至るまで其材能に因り修業せしめ且又文武一途の意を以て擊劍執銃騎馬演砲築城の技までも其力量に就て之を課し等級科目を設け下局中の等科を了し人物成立ちし者は上局に擧げ御收用に充ちし時

は待詔の名義も相立つ可き也

巳の四月

(此は明治二年四月三日木戸孝元が浮浪の徒戒肅に
關する議を草し議定岩倉具視に致せるものなり)

二五 賞典祿を辭するの表

〔朝廷上書〕

明治二年九月廿六日

今般以非常之御賞典被加位階賜祿食不堪感激之至謹而奉謝上候臣愚昧
於稗補無涓埃之勞して 恩光蒙海岳之榮 微臣之厚福無此上儀に奉存候
往者 臣等遭遇

聖明洗雪國冤忽拜天日臣伏而自ら省るに癸丑已來勤

王に従事し精忠を以て身を國難に殞すもの亦不少さるに臣等九死之餘
を以生命を今日に保つを得る事誠に望外之天幸と奉存候然るに又
朝班を辱ふし

臺綱に參與するを得る

聖恩洪大天地無極是皆

聖明之威靈に在て微臣之薄節に在らす

震瞻有餘報謝不足 臣誠に不堪恐惶慚怕之至伏而見方今綱紀更張舊弊御一

新之機會に御座候得ば此時に乘し

神州之大規模萬世に相立候様有之度奉懇祈至願候夫れ爵祿は有功獎待
有能撫育之要具に御座候得は尸素を放退し幽滯を顯拔し 上に濫與無
く下に游食無く大凡天下之人材各其職を空くするもの無之様切要に奉
存候古へより衣食豊足に相育ち候ものは大抵人情世故之何物たるを知
らす才識固陋偶技藝學術等有之人柄御座候而も却之を以事を誤る之
類不少是等必竟勞苦辛酸之經歷無之に由る臣是を以奉愚按候に以不肖
戴永祿候ては一身之餘溢は勿論後來子孫の者共も自然苟安に甘し且々
御奉公も可仕人物には相成兼候半と奉愚推候且又先般は依御新制堂々
諸侯すら御改目に相成候位之御中別る賤劣を極め候微臣へ如此被 仰

付候亦は猶更奉恐入候伏て望らくは再應御詮義振被 仰付度奉願上候
尙又向後天下之英材得其位御一新御基本之目的確然今日に相立
皇威四海萬世に廣り候様伏亦奉懇祈候 臣實に不堪區々之愚忠誠惶誠恐

頓首々々謹白

九月

木戸孝允

辭表厚き旨趣に候得共

思召被爲在被

仰付候事に付返上之儀不被及

御沙汰候事

(明治二年九月廿六日詔して復古の功臣を賞し給ひ木戸孝允に永世祿千八百石を賜はる孝允直に上表して賞典祿下賜の恩命を拜辭せるものは是なり)

二六 再び賞典祿を辭するの表

「朝廷上書」 明治二十年十月

前日私書を奉り既に

命を得す今又辭を

朝廷に推す臣敢て其罪を知らざるにあらず然とも心苟も安んせざる所
ありて叨りに

國之渥恩を荐さする事人臣之分宜しく默止すへき儀に非す臣實に感荷
の至に堪す誠惶誠懼再ひ奉言上候往きには臣舊主に驥尾し僅に勤
王之微衷を伸るを得候へとも是則ち臣下之常職踰分の榮其素より望む
所に無御座候然處不計

宸睞俯囑賞獎量に過く

聖恩寛溢微軀受くるに勝へす是臣力痛く還謝を請ふ所に御座候臣伏て言
んと欲する者三つ綱紀を固くするなり見聞を博くするなり規模を定む
るなり内訌悉く息み霸政

朝廷に復し天下百姓一新泰平の

光輝を被むるを得故に凡そ海内の疾痛慘怛あるもの皆以て
朝廷に告んと欲し滯獄疑斷皆以て
朝廷に訟んと欲し貧富利害皆以て
朝廷に頼らんと欲す如是きもの
朝廷實に容答無る可らず外蕃交際已に各同と其條約あり公議を執り富
殖を營み四方の好美を採擇して
神州後來を謀事宇内に獨出せざる可らず如是もの
朝廷實に踐效無る可らず一法已に定まれば萬民之に依り一令已に布け
は衆心之に向ふ故に法令妄に轉移す可らず如是もの
朝廷實に着意無かる可らず是の三つもの儼然統ふる所ありて確然動か
ざれば則ち天下を人心各其歸する所を得て而して四方の物議始て止む
然れとも之れを言ふは易く之れを行ふは難し臣驚下之れに行ふに於て
其見ありと云譯には無御座候得共竊に其本末を推考仕候に天下の時勢

必ず其實を擧げんと欲すれば百紛ありと雖とも大基を固持して屹然動
搖せざるにあり大基を持するは其を得る人に在り其人を得んと欲すれ
は其材を養ふに在り材を養ふは財力にあり財を戕ふ素餐より甚きは莫
し今は財力凋敝百冗未だ除かず
朝廷誠に御經營に御苦心被爲在候事臣の親く目撃仕る所なり然るを庸
劣を忘れて重賞を受くること臣誠に忍ざるなり伏て願くは臣か言を採
擇し臣か請ひを涵納し天下今日之事如何と御深察被爲在候は、國家大
基に在る所是に於てか判れん才能造育の道是に於てか生せん嗚呼尸素
の國力を費すや久矣臣實に驚下と雖へとも亦何そ其弊に繼くに忍んや
誠惶誠恐謹言す

十月

木戸孝允

再應辭表厚き旨趣に候得共

思食被爲在被

仰付候事に付返上之儀は不被及

御沙汰候事

(明治二年九月木戸孝允賞典祿拜辭の表を上りしが朝廷之を却下し給ふ依りて翌十月再び上表して拜辭せるものは是なり)

二七 三たび賞典祿を辭するの表

「朝廷上書」 明治二年十二月

臣伏而慮るに此時運に際會し洪業前途甚遠し誠に宜く時宜を講究し遠略を勤め乾坤の開くる所る陰陽の接する所る順風豊洽幕庭に在るか如くなる可し方今臺閣の臣僚皆是を以て心と爲さるなし故に内天下之材を抜き遠く海外に學はしめ外蕃國之尤を引き博く宇宙之異を徴すしかるに功績未だ擧らす帑藏の費へ歳に鉅萬を累さぬ限り有るの國力を以極り無きの事變を待つ兒童と雖とも其難を知る其勢の國に於ける轉移常なし内患なきときは則ち外懼あり凡そ今日國家獨立の基礎益確乎た

らざれば終に則ち人奴屈辱を受て而して止む伏て願くは益任用之門を開き速かに融通の效を興し無用を省き有用に充て富強の實を務めされは則ち危し臣因て思ふに坐食の財を傷ふ其弊や久し抑一新已來之條理を推し今の世に方て世襲の賞ある時變に應せざるの最も甚きものなり伏て願くは今より後酬答の秩等を定め差を分ち大功と雖も終身を踰す精勵を勗め游安を禁し天下の素餐を休めんこと請ふ臣より始めよ臣是を以當給を受て世祿を辭す嗚呼

朝に尸位なく野に遺賢なく俊傑位を得て百事緒に就き

皇基萬世に伸ん事是れ臣の願なり臣不任慚惶懇迫感激の至謹て陳謝以聞

十二月

木戸孝允

辭表難被聞食段三條殿縷々被 仰聞御下け相成候事

(木戸孝允再び賞典祿拜辭の表を上りしが朝廷また之を却下し給ふ依りて孝允其志を貫徹せんとし越えて十二月三たび上表して拜辭せるものは是也右大臣三條實美遂

に孝元を召し聴許せられざる朝
旨を懇諭して拜受せしめたり

二八 政令一途に關する意見書

明治三年十月

苟も其利爲るを知る以て速に従ふへし苟も其害爲るを知る以て速に除く
へし故に善く國を治むる者は必ず遠大不易の略有り全權之を包括し分任
之を推戴し官路整肅一體相屬し事に應じて極り無き猶泉の斜に奔るか如
し混々然次序ありて而して亂れず廟堂因て重く人心因て以て安し如此に
して而して後ち利害始て論すへきなり今や 聖明上に在り百官職を承け
拮据經營黽勉治を求む凡そ事の宜しきに適するもの内に取て而して足ら
す又從て之を外に求む天下宜く日を逐て理治に赴く可くして而して百姓
嗷々其處を失ふか如きは果して何そや登庸未た其人を得ざるか法制未た
其宜を得ざるか抑姦臣猾士威福を擅にするか此の數の者蓋し有る無きな
り而して一新の効其れ何ぞ宜く見る可くして久しく見ざるや臣竊に考ふ

るに是則ち大政統ふる所なきの過ちなり何をか統ふる所なしと謂ふ曰く
内朝外廷を制する能はず七省府藩縣を制する能はず府藩縣以下循々乎皆
之に倣ふ是故に庶司群僚各其局に據て而して樹立し私意専らに制し敢て
本官の節目を躡ます合して雷同連朋と爲り離て怨讐仇讐と爲り公私轉倒
愛憎自ら用ひ内外體を異にして議論紛然法度益繁く吏僚益稠くして而し
て機務日に益亂る然り而して天下の俗儒喙を其間に開くを得或は非據を
獵取して 神聖を強誣し以て自ら其無能を解説し或は空論を設爲し聖賢
を拘證し以て自ら其無識を標持し好事百出偏見附會言ふ所用ふる所に非
ず學益講し論益多くして而して實效日に益棄る然り而して論者皆曰く是
洋制なり以て従ふへし是れ舊習なり以て除くへしと從て改め從て廢し反
て其全功を顧みるときは十に一を保たざるなり洋制固より今日に利にし
て舊習固より今日に害然れとも利に従ふに時宜緩急の機あり害を除くに
人に向背の變あり其機を視其變を察する豈に常々にして能く爲さんや夫

れ大略を知る者は必ず善く断す善く断する者は必ず全權有り全權の朝
廷に歸する執政大臣能く相親睦して而して之を討論講究し大綱を執て動
かざるに在る而已臣請ふ内外の事に因り之を論するを得ん洋人の國を興
すや彼れ其初め偶然に因て之を得るに非す或は不毛を墾し以て人種を播
き精力竭て而して智能出て或は百戰揣摩萬危僅に存し心膽焦けて而して
成功至り畢に以て文明至美の治を致す我國皇緯遠しと雖とも六七百年
以來霸政相繼き優柔國を敗る餘弊を承けて今日に接す復古の典有りと雖
とも淳化未だ洽ねからす凡天下の人民上智未だ時勢を知らす下愚未だ方
向を知らす游民日に蕃くして而して諸職愈脩らす之を如何そ文明の風豈
に遽に倣ふへけんや工の屋を構するか如し既に礎し既に柱して而して後
ち椽桷棟宇之に従ふ礎せず柱せざる椽桷用る所なし廟堂は柱礎なり諸事
は椽桷なり今夫れ廟堂の柱礎既に固きか
皇居東京に遷り論者皆徳川の故事を去るを以て急とす紛亂未だ靖らざる

に既に四方の關戍を廢す而して盜賊蜂起遠近安からす都府諸驛隱密鉤鉅
の法を休めて而して所在白晝人を殺すの賊あり東海諸道の如き其最も甚
き者は西發の文移を奪ひ其官封を破り
朝廷の氣息を圃ふものあるに至る如是の類勝けて數ふ可らす之を如何ぞ
徳川の故事豈に遽に除くへけんや醫者の病毒を驅るか如し其將に治を施
さんとする必ず先其神氣を視其健孱を候し而して後に之か藥餌を投す若
し其神氣を視す其健孱を候せず遽然手を下すときは則ち病毒已に去て而
して身も亦從て亡す天下は身體なり弊事は病毒なり今夫れ天下の健孱既
に已に候するか柱礎固からす健孱候せず大基日に動て而して元氣日に衰
ふ夫れ如是にして利害尙ほ言ふに遑あらんや今政度一新上み若とき聖
明あり安そ依頼なしとせん下も若とき群輔弼あり安そ材偉なしとせん若
とき時勢あり若とき機會あり實に千載の一時なり如斯にして而して猶以
て爲る事有るに足らすと曰は、則ち天下の事乃ち止まん慨に勝ゆへけん

や昔者大臣大連專任を以て大柄を握り未弊に至り暴肆自ら用ひ齊民弊を被る然も天下の恨み歸する所ありて天子は徳を全す藤原氏懿親を以て大柄を握り其族蔓衍私意自ら用ひ齊民弊を被る然れとも天下の恨み歸する所ありて而して天子は徳を全す鎌倉氏以來武力を以て大柄を握り專制自ら用ひ齊民弊を被る然れとも天下の恨み歸する所ありて而して天子は徳を全す今や則ち然らず 聖慈親臨萬姓 懿澤を仰く若し一旦弊を受る者あらは天下の恨み其れ誰に歸せんや今の臣子たるもの思慮誠に此に及は、豈に其れ私を省みるの暇あらんや嗚呼天下の目的既に郡縣に復せり天公の道此より興らん各國既に通交を約せり開成の方此より生せん然り而して藩權未だ

朝廷に返らす如是にして而して歲月を延ふれば諸侯各自ら其處を失ひ朝廷を如何んともするもなく

朝廷も亦竟に諸侯を如何んともするなけん商賈未だ外國に伸ひす如是に

して而して歲月を延ふれば 神州日に其敝を受けて而して各國を如何んともするなく各國も亦竟に 神州を如何んともするなけん其道を得れば天下の大福其道を失へば天下の大禍而して禍福唯一呼吸に在るのみ其れ忽にす可けんや

庚午十月

木戸孝允

(天下郡縣の制に復するの目的確立するも藩權尙朝廷に回らざるを以て之を選延せば諸侯自ら其處を失ひて禍害を生ぜんことを憂慮して論議せるものなり)

二九 士族の方向を定むべきの意見書

明治三年

蓋聞く天下の久しく治安にして亂れざる所以は賢能位にあり各其職に稱ふか故なり國家の能樹立して動かさる所以は兵力充實して冗員浮食無か故なり故に官は賢者の爲めに設け兵は精を貴んて衆を貴はず戊辰維新より既に三年を過ぎ天下の事未だ悉く擧らず寓内の形勢大に變して外國の

事日に棘なり方に我神州安危の秋今や國家を完全樹立し以て萬國に對峙し先王の盛時に復せんと欲するに唯舊習を消除して以て人才を擢庸し愉情を起して以て兵勇を訓練するの外他務ある事無し人才を擢つるは門閥の弊を破るに在り兵勇を練るは揀選の法を精するに在り抑天下の士族たる者皆祖先の餘功に乘し各其祿爵を享し平時之を武士と稱して國家干城の任に居る治まる時は官に就き職に任し亂るゝ時は銳を執り堅を破る文武の責全く其身に在り故に國家五公五民の重税を下に取り以て之を養ひ以て取用に供せり昇平日久しきより尊卑の別愈分れ愉安坐食の風日に長し士たる者其職を曠し文武の責に任するに足らす徒らに先功に食して今日を苟過す故に政に任する者只世官高祿を以てし其才能賢否を問はず祿を食する一萬に及へとも戰に堪ゆる者數千に過ぎざるあり文武の名ありて文武の實なし今世界萬國對立し戰鬪の術選兵の法日に備はり日に精なるの時に方つて有名無實の冗兵を以て國家の動かざるを保たんと欲

す豈得可けんや故に斷然舊染の弊習を破り有名無實の者を沙汰し士族は勿論庶民工商といへとも其才能材藝能く文武の責に任すべき者を選抜し天下と更始して以て富強を圖らんと欲す如何せん天下の財限りあり既に其大半を以て諸藩士を養ふ今新に文武の眞材を得て國家を樹立せんと欲するに舊來所領の祿を以て之を養ふに非すんは何を以て別に資材の出つる處あらん資材なきを以て徒らに舊染に因循し多く有名無實の兵を養ひ文武の道地に墜ちは其何を以て天下を維持せん苟も天下維持す可からんは士族亦豈能獨り其祿を保つ事を得んや故に今日の急務天下士族舊來の祿食を裁減し以て新兵を養ふに在り然れとも舊來の祿食を裁減するは情に於て忍ふ可らざる者あれとも之を天地の公道に本つけ之を今日の當務に決すれば必ず然らざるを得す必ず已む可からざるの理なり天下の士族舊染の陋見を去り尸素の虚名を耻ぢ無用を裁して有用を養ひ有餘を損して不足を補ひ深く國家の時勢を察し同じく天下の急務を助けん事は

朝廷の切望する所なり新募の方減祿の法其適宜を得て士族眼前の凍飢を免れしめ舊來文武の全責を免し歸農歸商の請を許し材藝ある者は新に擢して別に俸祿を賜ふ等其所置の方に至りては異日必 御沙汰あるへし今豫め其然らざるを得ざる所以の故と當務の急たる事を布告説諭し以て士族今日の方向を定めんとす天下の士族其驚疑する事無して之を思へ

(此は明治三年木戸孝允士族の方向を定めんことを冀ひて草せるものなり)

三〇 山口縣士族に戒飾せる書 明治三年

一般人民の國家の爲め其心力を盡すは當然の義務なり況んや士族は數百年來専ら國事に關涉して國の干城となる者今日宇内の形勢に隨ひ天下の制度一變して士民一般に其責を同ふすると雖とも即今 朝廷の優待を忘れず士族の名稱に背かす人民の標準たるへき心掛を要す 忠正公從三位殿積年天下の爲御周旋被爲在終に大政御一新の大盛業を輔

翼し國家の柱石と被爲成候に付ては當縣の士族は永く二公の御旨趣を奉體し平常國法を重んじ國家有事の日は方向を誤らす力を國事に盡し決して山口縣士族の名を墜すべからず

國家富饒の本は人民各自力食して自立するに在り官員となり農となり商となるも皆力食の事にして士族は別て廉耻を重んじ國家の爲め富饒の基を開くに志を立へし同志の者に限らず多人數集會し各々意思を盡し百事を討論すると雖とも自己の意見を張り他人の權理を妨げ禮節を失ひ人民交際上の道を欠く等の事を戒むへし

木戸孝允

(此は明治三年木戸孝允が山口縣士族に戒飾せるものなり)

三一 士祿支消法に關する意見書 「内閣員宛」 明治五年

一 士祿消滅に付國債御募云々吉田少輔之渡來節御趣意逐一窺得尙大伊兩

(吉田少輔は大藏少輔吉田清成)

使來着之上委曲承知仕候得は 朝議御内決之由今更云々申出候も恐入候得とも愚案之儘陳述仕候抑士族之祿其職を被廢候以上は即今より盡く被止候とも表面之條理上におひても格別可申立儀も有之間敷哉乍去六ヶ年之御仕法を以御消滅之御詮議相成候も必竟一時に被止候亦は忽饑餓困迫且從來之來由を被爲汲御斟酌にて斯る御内決に至り候事歟と推察仕候然る時は其御趣意通徹いたし且彼等をして向所を知らしめ再 朝廷上之御厄害に不至義肝要に候處實際上を推察仕居候得は如何可有之哉其所以は士族總而自今農商工之三業に移り候外他策有之間敷海内數百之城下一時に被廢候に付亦は已に從來商工之二業を家といたし居候もの一時困究致し候は當然之理にて俄然士族之もの商工を營み候とも元より其利を得其口を粗する能はさるは必然にて如商におひては以前と雖も士にして商に移るもの蹉亦不倒もの少し況や於此際哉或は欲耕耘も其土地有て始て可耕然るに關西之地南肥日隅之如きは不知其他今日士人に附與し亦は賣與

すへき之土地あるを聞かず又或は外國に産出し或は内地當用なる物品を造らしむるにも亦今後之形勢を詳にし彼等を誘導せされは不能事なり殊に於邊隅哉如米國移住人之者才藝も富も本邦之人にまさり居候得共或は東北之地を尋ね移住を企つるとも道路不便にして其入費と且家屋構成と容易に力之及ふ所にあらず然る時は七八ヶ年之後は不知所爲饑餓倒路不然は小賊竊盜己之心を破り風俗を亂るもの必不少饑餓守節死亦不屈も人生之一苦節にて況今日教育未だ洽からず舉亦一般にも難責此時に當りては士族と雖も一樣人民之觀を以て終に捨置きかたく候得は則再 朝廷上之御厄介にて其御失費も亦いかばかりに可有之哉於如此際十萬之兵力亦不能爲如何嘗亦會津人御所致之先轍等を以て想像いたし候ても一困難には至り可申と相考申候且反説は本邦學術未全開人々亦自ら經驗少く各國と大に異なるものあり其仕ものと不仕ものとの間も僥倖と不幸と如何計り歟に可有之尙一私情を陳言致し汚高聽實に愧耻之至に候へとも生國長州先年五

六年四境閉塞天下に孤立人民一たひ掃雲霧期拜 朝廷時哉忠藩義國之力に仍る一之盛時に遭遇し舊主之冤罪を解き始る人民天下之民と權を同じ朝恩之廣大に沐浴仕候於于此時朝模一定王侯有司皆連其誓然して諸藩尙紛紜之說不絶煽動惑亂則長州之如きも人民又生狐疑兇徒其間に乘し舉州動搖終又數百人之命を絶つ事實に雖出不得止七八年間之事を回顧し今日にして此事ある其父母子弟之情を想察し心腸真如斷孝允等始終其間に在り元より其罪其責免るゝに道なし仍る當時又反復將來之形勢を推考し其難事を思慮するに彌士祿支消之一條にして郡縣之實行亦在是然り而して藩廳亦具に今日之時情を不察もの多く事に先着するを厭ひ其儀容易に不合漸く一年間を經其儀始る一定致し此前減祿之制相立候上士祿三分一を收め其餘二分を祿券となし杉形之方凡二十年を以支消之法相企先願出候ものへ差許置き他日一般之御沙汰を可奉待と其節

朝廷へも屢建言仕候所當時内外議過刻之說と相成終に不致貫徹遺憾罷在候處今般御評議之上斯く御内決に至り候に付るは區々之衷情縷述いたし候も如何と奉存候得共纔一年前凡二十年を以支消候方法過刻之儀に涉り終に御採用無之一條此度六ヶ年にも支消之方法御評決相成然して今日は過刻に不至儀其條理いかにも落着仕兼候間默止罷在候も不本意と奉存候に付不憚陳言仕候此段御容赦可被下候

明治五年

木戸孝允

(此は木戸孝允海外に在りて士族支消法に關する意見を草して内閣員に示せるものなり)

三二 士祿支消法に關する意見書

〔内閣員宛〕

明治五年八月

別紙白人しよとには御示し無之様いたし度此段御含置可被下候
人に寫(せ)候間一向不相分處有之申候御推讀可被下候

拜啓爾後 各位彌以御壯榮御盡務大賀至極奉存候さては滯米も不圖長引

外國之事は
黒人と申顔
之連中にま
かせ候處に
々々現場は
まに申はな
届不申は行
格別之事は
無之候事は

に候處漸く去月渡歐之運に至り是よりは各國格別手間取候事も有之間敷
歟と奉存候米國出立之始妹も大略得貴意候通に御座候得其實に百餘日間
之事も一稍時間に水泡に屬し候而已ならず彼の政府へ對し候も面目も
不相立報顔無此上仕合必竟弟等其任に不堪所以深く奉恐入候渡歐後も未
日數無之各國の近情も格別承知不仕譬少々滞在候とも巨細其形勢を看別
仕候事は難出來候得共歐洲各國并に米國等の至于今日候元因も中々一朝
一夕に無是元より我

皇國の一日も無爲時を移し候道理は無御座候得共諸省諸縣開化家之所爲
も凡其順序を得不申而は却る今日所唱之開化も後來の損害を醸候歟と愚
考仕候尊王と言開化と言其末多くは雷同流行に陥り然る開化家の弊尤可
恐と奉存候如何となれば其害は夫れを行ふ人に切ならずして終に他日
其國と人民に及ぶもの大也仍る雷同流行のものも亦多き所以なり去年六
月西郷先生へも愚論申上候通時勢益進歩仕候に付るは彌立法之確定仕候

事肝要と奉存候處其後工夫仕候も別に愚按も無之院也省也或は二人或
は三人迎意企事は永久之策にあるべからず歟と奉存候且世界古今英雄之
時世を救済する鬼神も避之の果斷は其一生中屈指可數にして其平生多く
は時勢に浮從するの幣を抑ゆるに苦み申候于時近頃本邦の開化に付米歐
中先生家の評議も不少字國の如き尤其多きに居申候よし然し實情を熟知す
歟開化を漫に自唱するとも却る怪疑信用を失し候氣味も可有之歟兎角充
分信用を得る中々容易にこれなく譬は如我國債其數纔にして其利も亦不
安尤先年之國債に付るは云々之説も有之候處當時にいたりては國債不同日なり過日佛國に凡四億萬弗之國債を募る四
方應するもの其數殆十倍におよぶ其利は五分九或は六分一伊斯波爾亞之如き一
ものなし元より其政府之危急如累卵歐洲佛國今日の形勢人々恟々未また太平之
象を不見然して其信用不信用尙如此然らば則國の信用其元より進歩し廣
く人民上に潤及するにありて萬形上の一變は未足信もの歟と奉存候今日
佛と其貧富元より同日之論にはこれなく候得共佛のさてまた宗旨一條に付候も
富には容易に難至して伊之貧に至るは實に容易なり

已に本邦におひて種々議論御座候通人心之信仰終に不可防元より御遠策不待言候得とも内政未整卒然寛恕之御沙汰に至り候も如何可有之哉又一患害も難計奉存候至近學國之ごとく「ゼスイート」則「カドレキ」之一種に於日本に來る此派不少よしく國外へ放逐し總而宗教之學校に入るはこれを禁ず歐洲におひて此是はビスマルク一己之了簡に於も無之有力先生等之熟論する所より出ると言ふ是に付候も法律之定立する如き元より争片時を候へとも且又得と御詮議被仰付候上ならては如何可有之哉ナボレフンコード之如き其條件におひては當時議論尤不少必竟取彼候も不適我は終に其患害相生し各國も是等に苦み候例之不少よしに御座候

一士祿消滅滅カに付國債御募り云々吉田少輔渡來之節御主意一々窺得尙大伊兩使來着之上委曲承知仕候得は朝議御内決之よし今更云々申上候も奉恐入候得とも愚按之儘陳述仕候抑士族之祿其職を被免候以上は則ち今より盡く被止候とも道理上においても一言不申立義可カもこれなく去ながら六ヶ

年の御仕法を以御消滅滅カ之御詮議相成候も必竟一時に被召揚候もは忽饑餓困迫に至り且從來之來由を被爲汲漸を以相化候様御斟酌に於斯く御内決に至候事歟と奉察候然る時は其御主意之通徹いたし令知所其向再

朝廷之御厄害に不至義肝要に御座候處實際上を推考仕候へは如何可有之哉其所以は士人總而自今農工商之三に移り候外他策有之間敷海内數百之城下一旦被廢候に付るは已に從來商工之二を家と致居候もの一時困窮仕候は當然之理にて此際俄然士族之者商工を營み候と元より其理利カを得其口を糊する能はさる必然に於商のことくにおひては從前之時といへとも士にして商に移る者蹉困倒而不固例はなし況於此時哉雖欲務農其地ありて始めて可耕鋤然るに關西之地南肥日隅之如きは不知其他今日之士人に賣與すへきの地あるを不聞又或は外國に産出し或は内地に必用なる物品を造らしむるにも必今後之形勢を詳にし彼等を教導せされは不能ことなり殊に於邊隅哉如米國も移住するもの才藝も本邦の人にまさり富も本邦の人にまさり居候得とも政府より手を盡せし事申々也或は東北に地を

尋ね移住を企るとも道路不便にして其入費と且其家屋構成と容易に力らの及ぶ所にあらず然る時は七八年之後不知所爲饑餓倒路不然は小賊竊盜己之心を破り風俗を亂る者必不少饑餓守節死而不屈も人生之一苦節にて況や今日教育未偏からず舉一一般にも難責候當此時士族といへとも一様人民の觀を以て終に被捨置がたきときは再ひ

朝廷之御厄害に其御失費もまたいかばかり歟に可有之十萬之兵力も不能爲如何會津の先轍等を以て想像いたし候も必一困難には至り可申歟と奉存候且反説は本邦學術未全開人々亦自ら經驗少く各國と大に異なり其仕と不仕との間も倖僥と不幸といかばかり歟に可有之尙一私情を陳言仕汚高聽實に愧耻之至りに候得共生國長州先年五六ヶ年四境閉塞天下に孤立人民皆一たひ掃雲霧拜

朝廷と期し時哉忠藩義國之力に仍一一新之盛時に遭遭し舊主の冤罪をと

き始めて人民天下之民と權を同じ

朝恩之高大に沐浴仕候於于此時

朝摸一定王侯有司皆連其誓然し諸藩尙紛紜之説不絶則長州のごときも人民又生狐疑兇徒其間に乘し舉州動搖終に又數百人之命を絶つ事實に雖出不得止七八年間之事を回顧し今日にして此事ある其父母子弟之情を想思し人腸真如斷弟等始終其間に在り元より其罪其責免るゝに道なし仍も當時反復將來之難事を推考するに士祿支消之一條なり而して皆具に今日之時情を不知多くは事の先着を厭ふ然して其議漸く合し先年減祿之制相立候上士祿三分一之祿を收め祿(券)となし餘之二分又十分一之減を昨春終に十加へ候も吟味致し候余年を以支消之法相企先つ相願ひ候ものへさし許し置候他日一般之御沙汰を奉待へくと奉存其節

朝廷へも言上仕候處當時内外之論過刻之説不少候得とも當今之時勢無非是事にも相當の次第とも愚考仕候處尙今般御精議之上斯御内決に至り候付るは區々之衷情縷述仕候も如何と奉存候得共默止罷在候も不本意と奉

存候不惶陳言仕候此段御容赦可被下候

(此の書は明治五年八月木戸孝允海外に在りて立法の必要を論じ士祿支消に關する意見を陳べて閣員に示せるものなり前書と重複の嫌あるも收めて參照となす)

三三 憲法制定の建言書 「朝廷上書」 明治六年七月

孝允材識淺短學問空疎叨りに要路に當る曩者命を奉して歐亞各國に使し專對其當を得ざる者亦少からず上は

朝廷特命の旨を盡さず下は人民希望の意に酬る事能はず其罪亦多し然とも經歷の際其制度文物に就て其沿革の由る所以を察し其風土人情に由て其異同の然る所以を考へ之を我邦維新前後の事に比較して其施設措置の得失を熟思し思て已ざれば録して以て賢明諸公に質さざるを得ず要するに各國の事蹟大小異同の差ありと雖とも其廢興存亡する所以の者一尺に政規典則の隆替得失如何を顧みるのみ夫れ一枝の杖強しと雖とも三つの童子も時あれば能く之を折く十枝の杖弱しと雖とも把して之を束ぬ

れば強夫も之を折る事能はず雷に之を折る事能はざるのみならず千斤の重き亦以て支ふべし今無數の小主あり一國を割いて各區に主宰たるときは方嚮多端に分れ各其利を營み各其慾を逞くし一國の威力分裂して合せず牆内の兄弟強弱を判すると雖とも外國に對峙するに至りては其強未た以て一和協合の敵國に抗するに足らず之に反し一主能く無數の小主を統へて全國を總轄するときは假令境壤廣大ならずと雖とも方嚮一途に歸し利害同一に通し以て隣境の侮慢を禦くに足る是れ物理の然る所にして今日五洲強國の通論なり我國嚮に一新の政規を興し藩籍奉還の請を許し侯伯を廢し全國に臨んで百般の威權を統一するもの朝意の期する所を問はず豈に五洲強國の通理に基かざらんや然りと雖とも時勢變更の際士民其所を失ひ或は貧困に陥るもの亦鮮からず況や京畿北陸の諸役士民の苦艱一時塗炭に坐せり今其れ一家の不幸に就て之を言はんは父は京城に死して國家に酬ひ子は北地に斃れて君恩に報するものあり私情を以て當日の

形勢を追想すれば冷汗未だ脊梁に徹せずんばあらず然とも一國の變は公事監きことなし豈に一身を顧るに違あらんや當時の士民も亦能く斯意を辨知し焦心粉骨終に

朝廷政規の基を成せり而して維新の際諸制變革耳目の觸るゝ所毎事昔日の慣習に非ず是に於て狐疑を抱くものあり割據を謀るものあり景況恰も朝意の嚮ふ所を知らざるが如し

朝廷豈に漫りに舊制を變更せんや當時萬機の

朝裁主として内國の時勢を察し次て外國の關涉を顧み其事一つも已むを得ざるに出ざるものなし且

聖主の

叡慮遠大にして生民を其堵に安保し富強を興し文明を隆むるを以て目的とす故に戊辰の春東北の地未だ平定せざるの初早已に天下の侯伯を會し百官有司を徵集し親ら天神地祇を祈り誓文を作り五條の政規を建て之を

天下に公告し以て

朝意の歸着する所を證し人民の方嚮を一定せり其題言に大に斯國是を定め制度規律を立るは誓文を以て目的となすの語あり蓋し政規は一國の是とする所に因りて之を確定し百官有司の隨意に臆斷するを禁し萬機の事務總て其規に則りて處置する事を期するに在り其慮る所極めて深重其期する所極めて遠大なり當時の士民誰か

叡旨の隆渥に感じ敢て之を奉戴せざるものあらんや然とも時勢猶逶迤して人心一方に偏執し時好を喜んで開化を擬し舉動を逸して文明に摸するの弊なき事能はず現今の形勢を察し施設措置の跡を證するときは五條の誓文猶實際の施行に就かざるものあるに似たり今文明の國に在ては君主ありと雖とも閭國の人民一致協合其意を致して國務を條列し其裁判を課して一局に委托し之を目して政府と名け有司を以て其局に充てり而して有司たる者は一致協合の民意を承け重く其身を責めて國務に従事し非常

緩急の際に在りと雖とも一致せる民意の許す所に在ざれば漫りに舉動を試むる事能はず其嚴密なる斯の如きも人民猶其超制を戒め議士事毎に驗査して有司の隨意を抑制す然りと雖とも一國尙不化に屬し文明未だ治ねからざれば暫く君主の英斷を以て一致協合せる民意を迎へ代りて國務を條列し其裁判を課して有司に附托し以て人民を文明の域に導かざるを得ず嚮に五條誓文の盛舉を仰くに
叡慮の起るところ蓋し此理に基きしなるべし我邦に於ては議士事毎に驗査を加へずと雖とも

聖令固より重大にして且其事務の重き歐米各國に於て民意を體して政を行ふ者に毫も異なる事なき事を以て有司たる者は宜しく其身を責め五條の政規を以て標準となすを要す政規は精神なり百官は支體なり歐洲の通説に政規は精神百官は支體と云又一説に人民を精神とし百官を支體とす政規は即人民一致協合の意に出づれば二説異なり雖とも理は即ち一なり神心を傳へて肢體逆まに動き或は命を俟ずして妄に舉動するが如き事あらは全國の事

務錯亂し物情を挑撥し隨て不安の形勢を醸すに至らん事若し斯に至るときは戊辰一新の盛舉も舊制を廢するに過ぎるのみ士民粉骨の勢も遂に水泡の空きに屬せん加之ならず法令輕出昨是今非前者未た行はれざるに後者又繼くが如きは果して人民の能く堪ゆる所に非ずして其身要路に當る者の適々以て其過ちを累ぬるに足るのみ凡天下の事之を言ふは易く之を行ふは難し用舎の間亦以て深く戒むべし然と雖とも政務は固より廣大にして區域殆んど際涯なし況や人生の要務は開化の進むに従て相増し政府今日の事務は亦已に戊辰年間の事務と其轍を齊ふして論す可らす然るを尙五條の誓文のみを以て照準と爲す時は當路は應變の處置に迷ひ恐らくは民意に充つる事能はざるべし然則今日の急務は五條の誓文に基て其條目を加へ政規を増定するに在り抑五條の誓文に因て以て

聖主今日の 叡旨を推すに豈天下を以て一家の私有とせんや民と斯に居り民と之を守り國務萬機統て人民に關涉せざるはなし況や人民各權利あ

り負責あり權利を張て天賦の自由を保ち負責を任して一國の公事に供する等亦人民存生の目的なり細かに其條目を記載し盟約して其制に違反する事を禁し相互に従順するものは即典則なり蓋し政規なるものは典則中の本根にして一切の枝葉悉く之より分出せざる可らず而して各國政規の變革固より容易ならず事實萬止むを得ざるに非れば必ず輕舉して之を變ずる事なし殊に君主檀制の國に在ては最も謹慎を加へ能く視察を勞し深く内國の状態を考へ廣く人民の生産を顧み其開化の度に應し能く其意を迎ふるに在り凡そ五洲の廣き國あれば輒ち民あり各國土風の開化と不開化を問はず人に賢愚あり富に大小あり賢明にして事務に達する者は要路に當りて生民を引卒し富にして其産厚き者は貧民を駕御する事恰も普通の公理なりと雖とも諺に所謂一燕の歸り來るや未た以て天下の春を唱ふるに足らず烟霞淡蕩百花妍を争ふに至りて始て以て陽和を賞するに足ると故に民間偶一二の賢材を出し或は數名の豪富を生すと雖とも一般の人

民未た貧愚にして品位賤劣の地にあれば其國未だ富强文明の域に入らざるなり今や邦人の外貌漸々都風に化し往々朴野の舊習を變すと雖とも其心情豈一朝にして文化に明なる事を得んや政府能く勉めて生民を教育し徐るやかに全國の大成を期するに如かず然後政治家方に其際に投し精意を國家に盡さば生民の幸福も亦多かるべし萬一徐かに大成を期する事能はずして一二の賢明獨り其身の利達を負んて民意の向背を察せず只管功名を企望し要路の一局に據りて威權を偏持し而して萬緒國務の多き毎事之を文明の各國に擬似せんと欲し輕躁之を施行するに至らば國歩の運厄以て累卵の危きを招くべきなり孝九等亦恐くは他日其責を免るゝ事能はず且夫れ一國を經理するには必ず一國の力あり力を計りて事に處せざれば一利變じて百害となる彼の里人の子の千金の子を羨む如く財を傾け家を喪ふに至るも其榮遂に及ふべきに非ず國事を理むる者宜しく其序次を釋つぬべし力を養ふ者宜しく其漸に従ふべし彼文明の至治豈に遽かに一朝

の能く求め得る所ならんや庶幾は
朝廷此に注意し大令を布き誓文に加條し典則を建て以て後患を豫防せん
事を大凡政治の盛衰國家の興廢總て政規典則の有無と其當否に由らざる
ものなし土壤廣大人民蕃殖すと雖とも若し其國の政務に於て一規を以て
之を約束する事能はず一夫縦に私利を營み一夫驕りて公道を矯め諂諛僥
倖小人隨て朝に滿るに至らば富強文明の外貌ありと雖とも國基衰頽終に
整頓すべからざるに至らん近く比較を取りて之を支那の形勢に證し遠く
歐洲「ホーランド」の蹉跌に鑑むべし昔時「ホーランド」の獨立存在せるや土壤
廣く人民蕃殖し更に暴君奸吏あるにあらず只時勢の變遷に當りて能く其
政規を確立する事能はず甲は自ら信して智者と唱へ乙は自ら負んて能者
と稱し彼此相服せず公侯豪族或は私利を營み或は威權を爭ひ殆んと無政
の邦と爲る此際に當り生民の困厄誰か活路を探り以て救済を求めざらん
や全國隨て蜂起し公侯を懲治し豪族に復讐し其騷擾遂に比隣魯普埃の三

國に波及し生民其堵に安する者なきに至る故に三國の人民坐して當日の
状態を傍觀するに忍ひず兵力を集め殘賊を齊懲し終に其國を三分して各
自の所屬となせり而して亡國の人民將た誰をか咎め誰をか恨みんや予火
車に駕し普より魯に行く一曉悲笳耳に徹し殘夢忽ち破る起て車窓を推せ
ば則「ホーランド」にして土人の旅客に錢を乞ふものなり因て昔日を追想し
慨に堪ざるもの數刻嗟呼政規建て典則存せざれば自他の國と雖とも亦同
轍の厄運に罹るを免るべからず予曾て聞く羅馬の古語に曰く民あれば乃
ち法ありと政規典則の缺く可らざる見るべきなり歐亞一周觸目經驗の際
痛く已往を想ひ竊に將來を察し緘黙して自ら止む事能はず區々の冗言切
に以て諸公の評正を請ふ

（此は木戸孝允が明治六年七月憲法制定の意見を
を廟堂に呈出して決裁を請ひたる草案なり）

君民同治の憲法に至ては人民の協議に有らざれば同治の憲法と認めさ

るは固よりなり今我

天皇陛下勵精整治而て維新の日尙未だ淺く智識進昇して人民の會議を設るに至るは自ら多少の歳月を費さざるを得ず故に今日に於ては政府の有司萬機を論議し

天皇陛下夙に獨裁せらるゝは固より言を待たざるなり而て自ら偏重偏輕の患有りて現に紛擾を生し必竟人民の不幸に關するもの少からず依て

天皇陛下の英斷を以て民意を迎へ國務を條例し其裁判を課し以て有司の隨意を抑制し一國の公事に供するに至らば今日に於ては獨裁の憲法と雖とも他日人民の協議起るに至り同治憲法の根種となり大に人民幸福の基となる必せり故に孝允の切に希望する所にして政府諸公え此書を呈し速に憲法の制定有らん事を陳述せり而て當時容れられざるも固く自ら信して止まず此主意を陳述するもの又數次に及へり

明治六年九月

(木戸孝允既に憲法制定の意見を廟堂に呈出したる廷議紛然として容易に決せざるも日夜其趣旨の貫徹せんことを欲し閣員に屢々細論詳説して熟考を促し九月其事を自ら記せるもの是なり)

三四 征韓・征臺速行の反對意見書

明治六年八月

臺灣の暴舉を我か琉球人に加ふる其無狀なる固り師を以て問ふへし朝鮮の我か交款を承けざる其無禮なる固り兵を擧て伐つへし二國の事一に我か今日の憤辱に歸するもの輒ち智者の辨説を俟す竊かに慮かるに國を治るに義務あり民を撫するより急なるはなし兵を用ふるに方略あり力を養ふより先きなるはなし請ふ其義務を言はんか往者幕府政を失ひ天下百紛隨て生ず

朝廷則ち時變の測るへからざるを察し大に國事を釐革せんと欲し斷然兵を要して其權を奪ふ當時我か邦偃武の久しき百姓枕を高くするもの殆と

三百餘年金鼓一たひ動て遠近驚惶す而して百姓亦敢て朝廷の暴怒を恨みす凶姦因て以て起らす大盜因て以て出す戎衣僅かに收て四方復た安し是れ他なし

朝意の斯民を安んずるに在るもの令せずして而して天下に感孚するなり而して大政維新以來五六年の久しきに至り改制の揆き未だ其宜しきに合せす天下處を失ふもの亦日に多し若し

朝廷力を用ゐて之を覆育せずんは用兵の舉竟に其義を果さず暴を以て暴に易ふ其跡焉んぞ斯民を安んずるに歸せんや且つ前年内地の窮民を驅て之を蝦夷北陲の人民に合し以て其土方を墾拓せしむ土方則ち烈寒不毛にして動もすれば又魯兒の暴掠に困す内政苟も其餘裕あるを得は宜しく施て其民を按撫すへし而して亦未だ能はざるなり然るを今又兵を境外に用ゐるは内地の人民塗炭の怨みを累ぬるのみらす北地の人民皆相率ゐて曰はん我政府は則ち北方寒地の與し難きを憚かりて南方暖地の與みし易きに

偏倚せりと苟も其如此くんは政を布く事公平に歸せず内外政府を依信せざるの端是れより生せん其亦何の道を以て斯民を撫せんや所謂義務の未だ擧らざるも其れ如此請ふ其方略を言はんか我邦古來東方に龍踞し皇祚則ち萬世一姓獨立の基ひ宜しく永く萬邦の右に出つへし而して治效未だ嘗て文明に化せず國歩未だ嘗て富強に適せず獨立の名ありて而して獨立の實なく足を^たはたてゝ萬邦と對峙す今日我君民其坐薪の畏をなすへき蓋し一のみならず然り而して國家の治具細大を問はすして悉く之を外國に仰き經營百出蕩費度なく糜帑既に傾くに向ふて需用未だ洽きを得ず重債外に償はず賦調内に加はる

朝廷目今の^大感之を過くるなし故に今日の急務は節儉を主として財務を經理するより要なるはなし然るを今果して二國の事に從ふや行軍の資滯陳の費其計費られず其速に勝つや則ち善後の策なく其速に勝たざるや則ち持久の力なく二者の會計を敗るも其弊兩なから免るゝ能はず其れ亦何

れの日を以て國力を養はんや所謂方略の未だ整はざるもの其れ如此嗚呼國を治るに其義務を害し兵を用ふるに其方略を失ひ國家の福を求めんと欲して偶々以て其禍を速ねく豈に思はざるへけんや且つ夫れ朝鮮は隣境の荒陬其俗頑鈍略ほ時情に通慣せず其數々國使を斥そくるもの固り咎むるに足るなし然れとも大政復古の初め封建未だ解けず兵馬の政悉く諸侯に在り

朝廷空器を擁して天下に臨む當時廟議

天威の沮息せん事を畏れ一時事を朝鮮に寄せ新に新兵を編徴して以て武力を試みんと欲す蓋し其意傍はら内姦を壓倒するに在るのみ而して明詔一下諸侯各冊綬を收め天下肅然たり議因て遂に止む今日時勢前日に同しからす其れ亦何ぞ餘燼を吹て力を朝鮮に費すへけんや臺灣則ち東洋の粟蠻人殘を好む其性固り然り其我か琉球僅少の人民を殺すを以て遽かに之か激怒を移すも豈亦以て國威を表するに足らんや且つ琉球今我に内附す

と雖とも其意半は清國に貴重す蓋し聞く其我に對するの言に曰く日本に父とし事へて清國に母とし事ふと其清國に對するや彼れ亦曰ん清國に父とし事へて日本に母とし事ふと其兩端を持するもの則ち弱國の常と雖とも我か其民を視るに於けるも亦宜しく内國の人民と自ら親疎の別あるへし但彼れか今我に藩屬たるは四方能く之を知る是を以て彼れ苟も其他人に困するものあるときは亦勢ひ之を顧みざるへからす然りと雖とも内國は本なり外屬は末なり本を措て末に投するは果して其策の長するものにあらず伏して願はくは首として我か治務を勵まし我か國力を厚くし名を正しくして而して徐やかに二國を謀らは之を數年の後に期するも其れ以て遅しとせんや

明治六年 癸酉八月

(此は木戸孝充が内治を勵まし國力を養ひ名を正して後に臺灣朝鮮を謀らんことを冀ふの意見を示せるものにして征臺征韓に反對の論なり)

三五 罷免を請ふの上表

「朝廷上書」

明治六年十月十七日

臣孝九誠惶誠恐謹て白す臣初め舊主故從一位毛利敬親夙に國事を憂ひ孤忠を

朝廷に效すを念と爲すを見る自ら其不肖を揣らす竊に其意を體し其事を賛け以て國家に報する所あらんと欲す豈計らんや一朝勅命を蒙り擢て

朝班に列せられ猥りに樞密に參す在苒茲に六年謀議一も效なくして慚羞常に餘あり上は

聖明涵海の恩に酬る能はず下は衆庶望霓の屬に充つる能はず自ら省るに尸素の罪逃避する所なし雖然渙號の際天下の勢安危内外と關し隆廢旦夕に係る苟も忠慨を懷くもの身草野に在りと雖とも誰か敢て傍觀坐視するを甘する者あらんや況や不世の眷顧を辱する臣か如き者固り宜しく其鶻鈍を盡し以て萬一の稗補に供す可き秋なり獨悲む頃日俄に脚疾に嬰り困

悶累日自ら起臥する能はず衽席の間殆と棄廢の身となれり衆醫皆言ふ病因の來る所必數月の能く治する所に非すと今若し徒に職事を曠くせは是れ自ら罪を累ぬるなり伏て願くは臣の志を憫み速に其職事を解き安便に就て病を養ふことを得せしめは庶幾は再び人間に視息するを得ん是れ聖明臣に既廢の身を賜ふなり願に臣職に在り爲す有る能はずと雖とも退て天下の事を思に猶未だ黙止するを得ざる者あり是以て曩きには海外より歸る略ほ其見聞する所を陳して之を三條太政大臣に呈す若し少く聖願を賜は、管に臣の微衷聊伸る所あるのみならず亦以て故從一位の念とする所を償ふに足らん伏て惟るに

聖明上に在り希くは維新の規模を失はず百事明かに其順序を正し民を撫し力を養ひ強を畏れす弱を侮らす務めて獨立の基を他日に鞏固ならしめん事を孝九恩を荷ふ極りなし表に臨て感激の至りに堪へす謹て陳謝以て言す

明治六年十月十七日

參議 木戸 孝 允

明治六年十月十七日辭表不被及 御沙汰候

辭表之趣難被及

御沙汰所勞之儀は不得已事に候得共政務多端之際篤と療養を加へ快氣次第出仕可致事

三六 京都府に於ける紛争に對する條陳書

〔内閣 明治六年十月廿日 員宛〕

上書寫

臣孝允不才を顧みず王政一新の初より猥りに 朝官を忝ふし且今日に至つても尙ほ鄙名を内閣の列に留められ寵眷優渥何を以て奉答せんと夙夜惕勵唯涓滴の報を是圖る嘗て窃に考るに國家の盛衰人心の向背は一に法憲の行不行に由る是を以て曩に刑部に勅して我全國一般を保護する爲に

新律綱領を撰せしめ玉ふや臣も其議に與れり爾後又司法に勅して改定律例を修撰せらるゝの時は臣外國に使用して其議に與らすと雖とも改定律例は新律綱領の羽翼を成し全國人民を保護するの具と爲し玉ふを聞けり然り而して此兩書を國內に頒布して之を遵守せしめんと欲し玉ふ所以の者は匹夫匹婦をして罪無きに刑を受る無く若し罪ありて其刑を受たるも必ず順序階梯あらしめ寸毫も冤枉遺憾無らしむるに在る事明々たり然らば此兩書は人民の權利を妨る者をも抑へしむる而已ならず亦官府の權利を妨る者をも制ゆるの具と謂ふ可し故に官府となく人民となく此兩書に依て保護せられざるを得ず若し官府此兩書に背て人民此兩書に遵は、人民是にして官府非ならん又人民此兩書に背ひて官府此兩書に遵は、官府直にして人民曲ならん頃ろ聞く京都裁判所と京都府の間に紛紜を生し道路の人に至るまで其何れかは何れか非孰れか曲孰れか直を談する由雖然臣病瘳に在るの身なれば右紛紜の根元景況及び京都裁判所の裁斷を審に聞

く事を得ず是を以て適切の辨を發し難しと雖も試に一二の略を云ん先つ其紛紜の根元及景況京都裁判所の裁斷且其諸確證を審にするは臨時裁判所の職掌たる勿論なれば明らかに之を判し然る後京都府曲非ならば斷然之を律に照し之を罰すへし若し京都裁判所曲非ならば亦斷然之を律に照し之を罰すへし然り而して其紛紜の故障を裁せは至當の處置的然之を掌に指すか如けん右兩廳の事を明にするに若し左の箇條書を以てせずんは恐くは其裁斷公正至當なるを得る能はさるの弊あらん然らば此根元及景況京都裁判所の裁斷且其諸確證に溯らざるを得ず若し右に溯らさるときは之を律に照當し難し之を律に照當し難ければ之を罰し難し之を罰し難ければ全國の法憲何に由てか行れんや此瑣少の紛紜に方つて双方をして條理に循はしむるの審判を爲す能はされは政府たるの職掌を欠き遂に大政の瑕瑾を爲し國家の耻辱ならん臣近ころ巷議の紛々たるを傳聞し憂懼に堪へず之を左に陳述し以て獻す仰き願くは宜く之を裁し玉へ

第一條 京都府にて小野善助送籍の事に付同府と司法省との間に葛藤を生し其議論長しと雖も之を約するに京都府に於ては善助は府の用達なるゆへ用達の事務を片付然る後に轉籍を許すへしと云ひ裁判所は善助の素願轉籍の一事に在るゆへ其素願を許す可しと云へり

第二條 右の如く一方は用達の事務を重しと云ひ一方は本人の素願を重しと云ふなり其議論互に齟齬して京都府は遂に之を太政官へ伺出たり第三條 故に此事を裁判するには用達の事務と本人の素願とを比較し其輕重を量る可きなり事務の方重ければ京都府の方正理なる可し素願の方重ければ裁判所の方正理なる可し

第四條 京都府より第二條の趣意を以て太政官へ伺書差出し未だ御指令無き前に裁判所より同府知參事へ處刑の命あり然る處此一條は太政官へ伺中なるゆへ御請致し難しとて其命に服せず

第五條 是より端緒二に分れ送籍の事件未だ落着せずして爰に又拒刑の

一事を生ず司法省は第四條の始末を以て知參事の拒刑と云ひ知參事は之を拒刑に非ず太政官へ伺の御指令を待ちしなりと云ふ

第六條 送籍及び拒刑の事に付臨時裁判所を開き司法省は彼の知參事より直に太政官へ伺ひしを筋違と云ひ參事は之を筋違と云はす府と省との間に生じたる議論なるゆへ府の權を以て直に太政官へ伺出たるなりと双方の議論互に服せず遂に司法省の權を以て參事を拘留せり

第七條 今日まで京都府送籍の事に付承りし由來は大略右六ヶ條の如し依て鄙見を述る事左の如し

第八條 事の端緒を分つ事第五條の如くなれば先きの一端を落着せしむる爲め送籍の事件を糺し用達の事務と本人の素願と其輕重を比較して双方の理非を決する事第三條の如くす可し是を第一段とす

第九條 府と裁判所と議論齟齬するときは府より直に太政官へ伺出るの權あると否とを決す可し然るときは第六條筋違の議論も其理非を分つ

可し是を第二段とす

第十條 日本の政體彌以て立君專制なれば事の理非を問はず拒刑の罪を重しとせん若し果して然らば此度臨時の裁判所を開くにも及はず特權を以て知參事を嚴刑に處して可なり苟も維新以來御誓文の御趣意に従ひ人民に正理を伸へしめんとせば裁判の事も大に其面目を改めざる可らず假に爰に無辜の一小民ありて捕亡の吏誤て之を捕んとするとき縛に就かさる事あらん其時の形を以てすれば拒刑なれとも此事を裁判するには小民の縛に就かさる所以と捕亡吏の之を縛せんとせし所以の始末を詳にして後に事を決す可きなり

第十一條 臣は敢て此度の一事のみを憂るに非ず全國今日の有様を以て考るに京都府は堂々たる一局の府廳にて尙且この裁判の不平あり司法省の嚴なる恐る可きに非ずや法の嚴正なるは固より願ふ所なれとも虛威の嚴なるは好む可きに非ず譬へは此一事に付ては前きに既に關屋生

三を留め今又横村正直を拘留せり抑人を拘留するは其遁逃を恐るゝ爲めならんされとも 朝廷に於て既に其人を撰ひ其官に任するはもと其人物を信し之れに官員たるの面目を附與せしに非すや然るを其身體の自由を奪ひ之を拘留するは管に官員を辱しむるのみならず一國政府の體裁を汚すと云ふ可し

第十二條 然らば京都裁判所と京都府の間に起りし紛紜を裁判するの方法を新律綱領及改定律例に適切照當するものと申すへきや

第十三條 此度一條拒刑の一段に至ては太政官の關する所なるゆへ其裁下を變す可らすとの議もあらんされとも太政官とは人の集りたる者なり人として過失無きを保す可らす過て改むる何ぞ妨あらん然るに徒に舊習の虛威を張り強ひて政府の非を遂んとするは政府自から其弱きを示すなり政府の大趣意は正理を主張し隱然として權柄を把るに在り何ぞ目前の虛威を振ひ所謂小吏の陋習を學ぶ事をせんや

第十四條 今般御國に於て未曾有の臨時裁判所を御開相成參坐をも設られ實に美麗至當の事に候へ其他人傍聽を禁せられ候は如何の事に候哉固より此儀は他の盜賊火付等を糺斷する如き拙劣の儀には無之一府の知參事と一地方裁判所長の間に取りたる公務上の論より遂に今日の有様に至り右裁判所を開かれ且確乎たる判事之を判し歷然たる參坐罪の有無を決するは公明正大の事にて更に他人に秘隱すへき事に非す若し之を秘隱する時は人民より我裁判所を目して無學の官員集る故糺斷の順序を正しく爲す能はずして其糺斷方法の不規則を見出されんを耻る故なりとするやも測り難し然るときは堂々たる裁判所に汚名を取り確乎たる判事に誹謗を負はせ又歷然たる參座に面目を失はしむるに至らん故に公正に此臨時裁判所の判斷を傍聽する事を人民に許し玉ふ可し右の次第を上奏するは全く此一事のみに非す是を推て以て他の事を思ふに忍ひす蓋し小民は益政府を畏れ雷霆の如く又鬼神の如く政府は恐るへ

し近く可らすとせん嗚呼司法省や誰の物裁判や何の事京都府や誰の廳刑
や何の罪臣空疎と雖も久しく國家の爲めに立法行法司法の三事を立る所
以の者を慮る中に就て最も政府の得失是非を彰はすものは司法に在り故
に病中繼繼之至に堪へず鄙衷を紙上に述へ以て之を獻す仰き願くは文章
體裁の可否を論し玉はす鄙衷の在を所を斟酌取捨し玉はん事を若し此鄙
論棄つ可らすと思召さは必先つ先年彈正臺刑部省より當今の司法省と爲
る迄の順序有様を追觀し玉ひ之を熟覽し玉へ謹て議す

（京都府廳と京都裁判所との葛藤に關し明治六年十月二十日木戸孝九此の書を關員
に致して其紛議の起因並に情況を陳べ證據に依りて審査せざれば公正に裁判しが
たきを條陳
せるなり）

三七 内外官費生處分に關する意見書

「朝廷
上書」明治六年
十二月

内外官費生處分の大旨

從來學問は政府の以て專管すへきものとなし其資に於るや人民之を仰て

疑はす政府之を給して怪します曩には學制を創定する始て其弊を覺知し
人民をして自ら其責に任せしめ以て偏重の憂を除き普及の實を布んとす
於是從前の官費生を廢し更に官金を給貸するの規則を設けり抑其初政府
人材を養成するに急にして學校を各地に興し以て子弟を養ひ生徒を海外
に派遣し以て學術を脩めしむ當時百般紛紜の際撰擇の方法未だ定らす負
荷の約束未だ立たす其舉る所或は之を門地に選ひ或は之を篤志に出し或
は之を人評に採り其精粗を審にせず其年齒を問はず其健弱を察せず其貧
富を論せず政府にあつて監束の法なく生徒にあつては負荷の責なし故に
朝に其學科を換へ夕に其學校を轉する等取捨自ら撰ひ官の費す所彌多し
て生徒の得る所愈少しとす是官費生の廢せざるへからす制規の設けざる
へからざる所以なり既に内國生徒の處分をなす則海外の生徒に及はざる
へからす抑教育は一二の傑才を千萬人中に求めるにあらず千萬人の地位を
進ましむるを要するなり是以小學を天下に普及せしむ今日の急務とす苟

も此資未だ充足せずして生徒に供するに無限の費を以てす豈政府の務となすへけんや蓋し學資の原く處天下の公税に出さるなし其事實に易からずして其責固より小ならず苟も忽略之處し偏重之を差る亦何を以人民に對ふへけんや雖然非常の措置に以て非常の資用を費さるへからざるものあり方今我富強の基を開んとす彼の専門學術を學ひ得るに非れば能ざるなり故に官金の幾分を以て此學校を保護し外國教師を雇ひ學級を分ち我教官を以て之に屬し生徒を教へしむ其書器略備り其教則漸く完し而生徒を徴するや其制規に依り其約束を固くし之を入學せしむ而順次登級尙検査の上其才學目的ある者は之に給する官費を以てし其業を達せしむ夫既に官費生徒を廢し又更に此官費生徒を置く或は公平ならざるに似たりと雖撰擇の法既に備り負荷の約既に定れば復當初の漠然定規なきか如きに非す而其際學科の進級に依り其俊秀を抜き撰法に準據し目的を確立し猶之を歐米諸洲に派遣し其實を研修し其業を大成せしむ夫種子を施さん

とす先づ耕耨を密にせさるへからず學業を修めんとする宜く豫科を學はさるへからず豫備の學已に熟して學科成達し易し今其豫科を修むる其卑近の所に於てせず却て高尚の地に於てす耕耨を用ひすして種を下すか如なり故に内國に於て豫備の學を修成し而後海外に於て其本科を研精する如此は則其年次と資用とに於て得失亦小ならざるなり凡此官費生徒たる者は成業の後其専門の學科に依て之を役し以て富強の業を賛けしむるを以て目的となす故に内國の官校に入學する者其約束を守り自ら擅に進退するを得ず海外に留學する者固り一轍に出つへし蓋公費の責如此重し是内外生徒改革の因て起る所以の主旨なり

（此は明治六年十二月木戸孝允が内外官費生處分の起因に關し其意見の概要を草して朝廷に上れるものなり）

三八 外征反對の意見書

明治七年二月

苟も公義を取りて而して一國の規模を誇張するもの罪ある以て問ふへし

寇ある以て伐つへし即ち是天下萬邦の通法なり然とも之を爲して可なりと之をなして不可なりと之れか緩急を處置するは則ち政府の責めにして國家人民の利害得失其間に管係せざるはなきなり某嘗て竊に今の國勢に視察するに維新以來政府百揆を沿革して稍や端緒を得るか如しと雖も治具未整はす民産未立たす出入の大計歴歲相償はす而して經營百端内外費を仰くもの殆んど國力を殺剝するに至りて勢ひ亦卒に止むへからず今の國力を養ふや百事其緩急を詳かにし擇んで之に従はされは國家殆んど自ら持保するに堪へざらんとす夫れ地を廣むるは則ち財を殖するの道なり衆を得るは則ち力を増すの方なり然とも得失の限必ず目前に在らず之を得るや失其中ちに在るあり之を失ふや得其間に在るあり故に人我に與ふる事ある尙之を受けざる事あり我之を人に捨つる尙之を顧みざる事あり要するに維持の力如何んを計るに在るのみ近日外征の事皆名あり術あり公義の存する所固り間然するなし而して某嘗て其の不可を持するもの

則ち迂僻を甘んじて變通を曉らざるに近し然とも所謂國勢に因りて得失を勝負の後ちに較するに緩急を所置して政府今日の責を盡さん事果して彼に在らずして而して此に在るなり今夫れ現在に由りて之を言はんは北地開拓の事年來精を竭して而して事効未舉らす移住の民烈寒膚を曝して衣食繼かず動もすれば又魯人の暴侮に遇ひ年々境を縮むるの勢ひあるも政府之を坐視して止む今我れ境内に於ける尙且然り況や境外に係るものに於てをや大抵文明諸國の屬地を要するもの固り經營の第一着たり然とも彼れ皆其治具既に整ひ民産既に立ち餘力を伸へて外に求る事をなすのみ未嘗て内を措て外に従ふを聞かざるなり今我れ自ら持する殆んど堪へず況や他境を併はずに於てをや某職内務并に文部を兼ね二省の務めに由て之を言はんは内に内務は人民を保護するを主として而して兇賊暴徒民間に出沒するもの未止まず遠近害を受くるもの甚た多し地方官巡查の吏を置き之を鎮撫せんと欲し屢以て請ひをなせとも政府其費用を憚りて敢て允

さす文部教育の事目今の急務之に過るなし政府嘗て旨を傳へ國內不學の戸なく不學の民なく其智を磨勵し其義務を講明し各國と對峙するの基を起さんとす然るに従前藩治の時國內學に就くもの専ら士人のみに在りて而して概費三百萬を超ゆ今や人民貴賤の別なく悉く之を教育するを主として而して概費纔に三十萬を出てす今昔の勢ひ顛倒甚しと云ふへし二省の務め苟も暢達を得ざる某職權に於て固り之を論取せざるへからす而して又閣に入り事を視るに當りて各省使府縣の概狀を觀るに事務の暢達を得ざるもの當に二省のみならずを知る切に希くは治要の本末を明かにし徐かに國力を養ひ政府人民の間一人一頭足の相ひ屬するか如く維新の功績其實に歸せん事を嗚呼絶海に孤立して四方の交際を受け百世の先規を破て永遠の基業を定むる其難い哉

甲戌二月

(此は明治七年二月木戸孝允が外征を不可とせる理由を開陳せるものなり)

三九 征臺の不可を論じ辭官を請ふの表

朝廷明治七年
上書四月十八日

明治七年四月十七日參議兼内務文部卿木戸孝允謹て太政大臣三條公殿下に表啓す臣去年歐洲より歸朝の後卒然危篤の疾を得幾と人世の物に非ず聖明の靈に依て輒死せざるを得ると雖とも意色形氣未だ人に比す可からず願ふに去秋以來朝野無數の大患を生し廟堂霽肝の時に方り臣漠然安を事外に養ふに忍ひす病中猶内閣の員に備る春來又二省の任を兼ね國に於て尺寸の効なしと雖とも臣か心に於て亦已に盡せり今九州の事已に定めり臣以て疾を養ひ姑く蒲柳の質を調護するを得て或は以て他日の涓埃を圖るへし願は殿下臣の衷情を察し在身の職務を解き以て少しく臣子の心を遂けしめは感激何ぞ云ふへけんや且臣敢安んせざる所あり近日臺灣の事臣か議内閣諸公と合せす前日諸公の前に抗言し既に其底蘊を盡せり今廟議已に決し海陸軍已に發すと聞く臣復何をか言はんや臣敢前議を固執

し以て廟堂の謨を沮するに非ず深く惟ふ國は人民に因て立つの名政府は人民を安するの稱なり故に政府の事を施す必ず人民を以て歸とす人民政府の保護を得智以て富を致し力以て強を致すに足て而後國の權利始て立へし蓋し大政一新の故を推すに

朝旨固より安民に外ならず故に一時の困難を排して數百年の牢習を破り封建專制拘束の政を弛めて郡縣自由寛平の治を興し舊を革め新を創むる皆人民の蘇息を欲するに過ぎず而變革の際施行或は輕進に過ぎ其適度を失し人民保安の道と相背馳し政府は自ら政府人民は自ら人民たる思なきに非ず朝鮮臺灣の議起るに及んで臣謹て下問に奉答し政府の義務用兵の方略兩ながら其宜しきを得ざる事を論す已にして廟堂征韓の議を止め新に内務省を興し天下をして順然

朝旨の所在を知らしむ不幸にして九州の變起り干戈俄に邦内に動く是亦外征の論其禍を成すものなり變亂僅かに定まり未だ幾日ならず臺灣の事

又起る夫國威を海外に張り版圖を異域に關く國人の情に於て豈之を喜はさらんや臣慄弱なりと雖とも快を一身の上に取りは亦將に鼓聲の下に勇躍し砲石の間に奮迅せんとす誠に思ふ政府の務必す人民より起る而して本末内外の辨あり緩急先後の序あり今國內三千萬の人民未だ大に政府の保護を被むらす蒙昧貧弱人の權利を持する事を得ず國の國たる未だ知る可からず而して政府人民を保護する所以の具用度の缺るを以て常に備る事能はず臣か職とする内務文部の事を以てするに

朝廷の人民を教養する所以のもの或は先時封建の日に及はざるものあり人民の新政を疑ふ未だ其故なきに非ず且嚮に政府使を國內に巡らし守令に諭すに人民保護の旨を以てす守令之を奉して以て人民に示す僅數閱月内國の政未だ其一端を擧げず而外征の師俄に興る天下の守令何を以て朝旨の所在を定めん天下の人民何を以て朝旨の所在を信せん一新以來士民の叛亂年として之無きは無し苟も政府の義務に於て或は未だ盡さるる所

あらは之を

朝廷措置の失より起ると云はざるを得ず如是にして底止する所無く内外
緩急の序益亂れは天下の心將に渙然解散せんとす臣實に恐る

朝廷の憂たるもの唯外藩の民殘暴を被むるか如きに止まらざるなり臣誠
に過憂屢前議を申陳し以て之を諍へり今

臺善暴擧の
罪琉人敢て
問ふを要求
せずして我
強て問罪の
師を發す

朝議臣か言を用ひす外征の將士既に發せり然れとも天下の事利あり害あ
り未た一を執て論す可からず則臣の言果して是なるか 廷議果して不
是か事後久遠に非されは之を定む可からず故に臣敢て臣か言の用ひられさ
るを以て怨恨不平する所あるに非す但内閣は天下政令の出る所今臣敢て
政府の議に雷同せず若臣をして猶此に居らしめは其勢將に終に欺心の言
を出し非志の事を推て以て天下の人民に施し天下を率ゐて臣か心の安せ
ざる所に誘勸奔赴せしめんとす此の如きものは臣の誠に安せざる所たと
ひ臣安して之を爲すも天下の大政府にして欺心の大臣あらしめは

朝廷何を以て臣を保全せん何を以て

朝廷人民に對し天下後世に對せんや是臣たとひ病なしと雖とも亦必ず職
を辭せんとす況病苦身に在り一身の事自ら主たる能はざるをや然りと雖
とも臣實に政府を怨懟し一毫不平の心あるに非す天地神明昭然監臨す唯
内閣議政省卿施政の地に在るは臣の敢て安んせざる所なり臣をして命を
奉し事に就くの列にあらしめはたとひ私心の喜はざるものと雖とも

朝命の使ふ所征戰の危行役の苦艱難の事臣病ありと雖とも決して敢て辭避
せざるなり古云忠臣は身を潔ふして以て名を求めすと臣身を潔くするに
非す名を求むるに非す仰願は殿下臣か微誠を諒し臣の官職を免し臣をし
て病を養ふ事を得せしめは臣孝允幸甚臣誠惶表啓す

(明治七年四月二日征臺の廟議決せしが木戸孝允之に反對し獨り其
奏議書に署名せず依りて十七日此辭表を草し翌日之を上れるなり)

四〇 江華島事件の處理關する意見書

三條實美宛

明治八年
十月四日

長崎の電報に據るに前月二十日我軍艦朝鮮海に於て彼の不意の砲撃に遭へり我艦止むを得ず遂に進戦し其砲臺を毀ち民屋を火して退けりと朝鮮交際の成否に於ては我政府の力を爰に用ふること久し今忽ち此事に及ふ是朝鮮終に我に絶せりと爲すへきか朝鮮の事國論紛々連歲未だ止まず昨年既に是に因て政府の變革を生し去春は又是に因て九州の騷擾を起せり今や天下の議者必ず紛々競ひ起らんとす政府豫め一定の廟略を立て以て其義務を盡し其責に任せすんは有へからず蓋し去年我小田縣人及琉球藩人の横逆を受くるに因て政府罪を臺灣に問へり況や今日の事我帝國の旗章に向ひ故なきの暴舉を加ふるに於てをや其れ朝鮮と臺灣と異なり我官吏人民現に其國に在り捨て是を不問に附すへからず必ずや至當の處分を以て我帝國の光榮を保ち我士民の安幸を勤めさるへからずは論を俟たさるへし然れとも略を定むるに形勢情理あり事を施すに先後順序あり徒世の議者の慄輕なる論議にしたかひ其流を逐ひ其波を揚ぐへからず若し

政府豫め廟略を立て其施行の順序を一定せは是を以て臣に任せよ臣慎て微力を盡し以て我邦の爲めに謀る事あらんとするなり抑先帝の季年開國の國是を定め之を天下に詔せしより初て萬國の交際を開き維新の始め各國公使を京師に延見するに至れり而して支那朝鮮は古來我と相通せし國にして又近く隣并に在り遠洋各國相交際するの時に至り隣并の國漠然相信交せず豈公道とすへけんや於是朝鮮議路を支那朝鮮に通するの策あり臣等實に其議を翼賛せし己巳十二月三日に至り臣親しく御前に於て支那朝鮮使節の命を奉せり其後朝鮮の事葛藤未だ解せず故を以て歲月を遷延す臣西洋各國に使命を辱ふし歸朝するに及んで支那既に條約完す而朝鮮の交未だ合せす我使臣猶途に滯る征韓の論起るに至て臣深く内治の未だ洽からざるを憂ひ内を先にし外を後にするの論を主張せり且朝鮮亦未だ明かに征すへき罪あらざるなり今則暴舉を我軍艦に加へ明に我に敵せり於是乎我内治に於て未だ洽き能はずと雖とも亦徒らに其

内を顧み其外を棄ること能はざるものあり臣の思想亦是に於て一變せざることを得ざるなり然れとも事に先後あり順序あり今朝鮮我軍艦を砲撃せり是既に戦を開けり然れとも我釜山浦に在るもの尙依然たる也未た以て朝鮮我に絶せりとなし直ちに兵を加ふへからず朝鮮の支那に於る其正朔を奉せり其交際の親結するもの其患難の相關切する明知する能はずと雖とも其相羈屬する所あるや必せり則我朝鮮の顛末を擧て一たひ之を支那政府に問ひ其中保代辨を求めざるへからず支那政府其屬邦の義を以て我に代て其罪を誚め我帝國に附するに至當の所置を以てせしめは我亦以て已むへし若支那政府中保代辨するを肯んせすして之を我帝國の自ら處辨するに任せは我乃ち始て其事由を朝鮮に詰責し穩當の處分を要すへし彼若し終に肯んせされは其罪を問はざるを得ず然り而して用兵の道は必ず之を彼我の情形に視ざるへからず則我會計の贏縮攻戰の遲速必ず其宜しきを權り以て萬全の地に立ざるへからず是其先後楯序の間固より匆卒

の能く完ふすへき所に非ず若
 朝廷臣に委するに一切の機宜を以てし始終其事に従はしめは臣當さに精力を盡し必ず我帝國の光榮を損する事なきを務めんとす其機變の生する所事政府の素略に於て大なる關係あるか如きは固より之を
 朝議の決に仰くへし請ふ臣か前後の論議を明にし以て臣か請ふ所を納れよ此れ臣の始終國に報する所以なり臣恐惶謹疏

明治八年十月四日

木戸孝允再拜

(三條は三條實美)

三條太政大臣公開下

(明治八年九月二十日我が雲揚艦朝鮮江華島に至りて朝鮮守兵の爲に砲撃せらる、翌月我が兵朝鮮永宗島を攻撃し所謂江華島事件起る、木戸孝允之に關する意見を太政大臣三條實美に開陳し自ら赴きて其處理をなさんことを欲し之を請へるの書是なり)

四一 士族祿に關する建言書

明治九年三月

木戸孝允文書卷十九 (明治九年三月)

士族祿の議に付従前の私見に浜り陳述する條議

一新の始大令を發し徳川氏所轄の土地人民を

朝廷に收めしより海内の制度は郡縣を以て目的と爲せり當時に在て將來の施行を熟慮するに全國士祿の處分其支銷の宜しきを得れば郡縣の實も亦從て擧かるものなりと確信せり而して

朝政の大綱漸く擧り其細目の備具するに至る實に容易に非ず其間の利害亦遽かに豫定すへからず然れども

朝政の漸次整理するに従ひ新政府の歳入は之を舊政府に比するに其増加するは疑を容れず之に因て士祿の處分は只士祿を以て士祿を支銷するの一策を用ゐん事を希望せり故に辰己の際^{明治二年}一世襲の賞典及び會津の後を計南藩に封するに至り

朝廷後來の目的に反し大に天下の疑惑を生せん事を憂へ再三其然るへからざるを建言せり

人生の事生活より大なるはなし一旦全國士族の常職を解と雖とも數百年來世襲の慣習を一變し其生活の祿を奪はんとする元より一大難事たり只皮膚の條理と時勢の流行に隨ひ急遽の處分に陥らば其害を貽す小ならざるを恐れ徐々支銷の方法を立て其目的に達せん事を慮り午未の際^{明治三年}先づ山口藩廳に論議し終に士祿を三分し其一分を收めて之を貯積し其二分を祿券と爲し^{杉形法}大略二十年を以て彼此相均を待ち全く之を支銷すへきの法を立て士族の之を願ふものは之を許可施行するに至れり然れども

朝廷定立の制に非されは全國一般の目的を達する能はざるを以て屢朝廷に建議し^{明治四年}此方法を以て全國士祿支銷の目的を立させられん事を希望せり然とも當時の廷議此法を以て過刻なりとし終に行はるゝに至らず壬申の春^{明治五年}使命を奉し米國に在りしとき華士族祿支銷の方法六ヶ年を以てするの朝議一定し吉田大藏少輔外國債を募るか爲めに渡航せ

り其旨趣に就き鄙見の在る所を盡し利害を細論し之を政府に贈呈せり別
すに具

甲戌の春^{明治七年}士祿の奉還を許し及び祿税を收むるの二議起る竊に之を熟
思するに士族中或は猾商の煽動に依り一時の利を見て奉還するも必ず顛
蹶を致し飢餓窮困忽生路を失するに至る又祿税の制一たひ出るときは士
族皆其祿を以て永世の所有物と見做すの惑無きに非す此二議亦一時の姑
息に陥り長計に非す且百萬の士族をして長く半信半疑の地に立たしむる
は決して策の得たるものに非す
朝廷の政亦仁慈を缺くもの有るに似たり世間只皮膚の條理を推究し華士
族祿を消滅せんとする激烈の論亦少からず然れとも數百年來世襲の慣習
を一變するに至ては獨華士族のみならず其之と相關係交渉するもの亦甚
た大なり若急に之を薄せんとする時は堪ゆる事能はさるもの必ず多し唯
宜しく之を緩にし之を厚し以て漸次其産を求むるの歳時資本を得せしむ

へし貧人の俄に邦内に充溢するは自ら理財の融通を障礙し全國の經濟に
も關するものあらん依て多年切に希望する所の祿を以て祿を支銷するの
法を用ひる詳に前途の方向を示し全國の華士族をして明かに安命の地を知
らしめ以て費用を節し内政の漸次着實に歸せん事を欲し前二議に反し再
三陳述建白せり而して衆寡當らず 朝議遂に二議に決せり

爾來國費日を逐て浩瀚に至り收むる所の祿税も已に悉く國費に盡き而尙
足らざるもの有り國家の多事今日亦之を如何ともすべからず只前途に戒
むる事あるへきのみ今や再び華士族祿支銷の議あり現に國家已に祿税を
以て引當する所の費額は遽に之を減却す可からさるときは一旦祿税を廢
すと云と雖とも亦唯虛名のみにして其實は税を出せし余祿に就て支銷の
法を設くるに過さるへし然則其方法たる又從て刻に陥らざるを得ざるな
り大都繁盛の中に安坐して荒陬僻遠の情態を洞照せず時新日變の時に妄
想して數百年の慣習を容易破除せんとすれば必ず柄鑿不相容の患あり願

くは都鄙の情古今の宜きを参考して處分其當を得ん事を萬不得已に出ては年數を緩延し其生路を開き寛大の所措あらん事を希望する所なり

丙子三月

(此は明治九年三月木戸孝九士族祿の議に關して建言せるものなり)

四二 家祿賞典祿に關する意見書

明治九年四月廿六日

華士族祿支消の方法已に祿税を賦課するの高は如何ともする能はず當時の祿を以て支消するに至り漸く小祿のものを寛にするの説行はるゝと雖とも大中祿のもの其反射を受く尤大なり如何となれば小祿のものは尤多數なればなり故に大中祿え過刻の削減を加へすんは小祿を寛にする能はず大中祿の祿も決して非義の祿にあらず且つ廢藩後華族の中資本を出し舊藩士民の爲め學校を興すもの有り士族の授産を助くるもの有り或は製作を企つるもの有り或は開墾を謀るもの有り尤小祿華族に至りては困迫に

陥り負債増加し來年の家祿を引當し今年を生活するの徒も少なからず道理を推し慣習を顧みるに來年より施行する時は俄急にして學校授産製作開墾等已に著手の事業を改革整理し又は家政を一變し將來の目的を定むるの時間に乏しく且近來政府の損失するもの亦少なからず故に己を恕するの心を以て華士族を恕し願はくは今年發令有る時は其の施行の如き幾年の後と定め數年を假さん事を切に希望し屢陳言す而して此言終に姑息の名目を受廢却せられたり雖然只人は慣習に生活するの道理を顧りみ貧乏書生と一等官の差を同視する能はさるか如く余は余か意見を確信せり

丙子四月

(明治九年四月廿六日太政大臣三條實美其邸に大臣參議を會して家祿賞典祿支消の方法を擬議す木戸孝九もまた召に應じて此の議に列し其抱懐する所の意見を披瀝して去る其持論の發表せるもの是なり)

四三 町村會の速行并に國會開設に關する意見書

明治九年五月

政府は人民の爲に設くる所にして人民は政府の使役に供する者に非ず大權武門に歸せしより人民常に政府の壓制を受け休養視息する事能はざる者茲に七百餘年

聖天子至仁の心を以て一旦維新の令を發し積習を一變して以て今日の治平を致す實に人民の一大幸福と謂ふべきなり顧に封建の治諸侯各自に土地人民を私有し徳川氏其上に專制する事業に既に久しきを以て當時大權朝廷に歸するの名ありと雖とも其實は海内唯兵力の強弱をこれ視て眞權の在る所未だ知る可からず其勢隱然として自ら二三の強藩に歸せんとするに似たり是時に於て臣竊に謂らく政の以て天下を御するに足る所以のものは其實權一に歸し普く才能を用ひ人民平等の政を起すを以てなり今若其權分れて二三の強藩に歸し之を統一する所なくんは海内四分五裂復收拾す可からざるに至り其極管に萬民をして塗炭に陥らしむるのみならず終に天下を擧て制を外國に受くるに至らん然らば則一新の政道以て人

民の禍を致に足らん今此大難を未萌に防かんと欲せば至正至公の心を以て七百年來の積習を一變し天下の諸藩を平均するに若くは無かるへし往きに政權を納るを以て徳川氏をして其私有せし土地人民を奉還せしむるときは諸藩も亦皆宜しく之を倣ふへし而して諸藩は尙依然其舊を改むる事なし此の如くんは唯至正至公の心を失ふのみならず維新の名も亦果して焉にか在る況や四分五裂の憂既に象を目中に現するをや治亂興廢の機實に唯此一舉に係ると乃密に議を殿下に獻し今日の策は諸藩をして速に土地人民を還納せしめ大に名義を明かにするに在り若大令一たび發して之を奉する者なく遽に紛亂を生ずる事あらば是天運の未回らざる所にして人力の能く爲す所に非ず今藩を廢せざるも亦未其必亂を期す可らず亂は一なり寧藩を廢して以て一新の名を實にするに若かんや苟も至正至公の心を以て勉めて止まざるときは他日必ず能く難を撥し糾を解くに足らんと臣の決畫する所此の如し而して此議當時の以て至難とする所にして

言又微しく外に洩るゝを以て事未成るに至らす徒に物議洶々或は禍を激せん事を恐れ敢て以て他人に語らず竊に思ふ舊主毛利敬親は深く志を國家に存し其初敵兵を四境に受け圍城中に孤立する事四年防長二國を擧て以て國事に供せり其至誠の心既に此の如し宜しく先づ敬親に説き次を以て之を諸藩に及さは以て成る可しと公命を以て長崎に至るの際乃假を請ひ國に歸り切に將來の國是を陳論す敬親慨然として臣の言を容れ一己の私利私益を棄て、版籍奉還の議を決し更に臣に諭して急遽手を下す事勿らしむ此時に當り藩内の士も亦一人の此議に與かる者無し是即土地人民を奉還せしむるの始にして其廢藩の時に至りては僅に藩知事に令するに本官を免するの一語を以てするに過ぎず海内變して郡縣の治と爲り今日人民の一大幸福を致す所のものは畢竟敬親至誠の心より出て而して諸藩の忠志を盡す實に

聖天子の至仁に基きし所なり故に維新の政七百年の積習を一變し天下の

人民をして其方向を改めしむるは獨當時治亂の機のみならず將來國家億兆の幸不幸に關涉する者甚大なるを以て千歲一時の機會に乘し遂に諸侯をして土地人民を還納せしめたる所にして其事固より此の如くならざるを得すと雖とも利の在る所は害も亦隨て生し勿卒更革の際政事の基礎未立たす 朝には世故に練達し人情を熟知する者或は少く天下の材能を負み功利を喜ぶ者鷹至蟻聚し風を希ひ旨を候ひ輕遽舊を變するを以て務とし顧慮忌憚する所なし置縣の後に至ては其弊漸甚しく事は細大となく新を競ふに趨り海内靡然俗を成し政府は人民の政府たる所以の旨を失ふもの有るに似て一意に斷行して人民將來の生活如何を問ふに違あらず負債を處し訟獄を決し租税を課し家祿を收むるの法皆政府自ら患害を防ぐに急なれば其餘勢の反射する所却て人民の生活を害するに足り民貧富となぐ多其産を失ふに至れり凡人民は其慣習に生活せざる者少し是を以て遽に其慣習を變すれば生活の道を失ふも亦自然の勢にして再び反射する時

は政府復た自ら他日大に患害を受るもの有り之を眼前の事に徴する亦以て其概を知るに足れり故に一旦已む事を得す封建の治を變して人民の爲めに其方向を改むと雖とも其慣習の如きは懇に其得失を顧み詳に其利害を察し遽に生活の道を失ふに至らざらしむるは即政府の以て政府たる所にして國家富強の本も亦必ず是に在らんとす稍もすれば乃輕舉急進其故を推究せずして徒に皮膚の條理を論し人民をして生活を失ふの實害を被らしめんとす且近日華士族祿支銷の方法に就ても臣か切に寛大の施爲あらん事を建言し其支銷する所のものも亦徒に政府の間に虚耗する事無く之を人民の實力に復し以て他日租税の平均を得國家富強の基と爲らん事を冀望せし所なり以上事既往に屬し今必しも陳列を要せずと雖とも將來人民に直接する政府の施爲は宜く既往の跡を鑑み大に着實に歸せん事を希望するを以て其概略を論する所なり

一今日郡縣の制略定めり然則益其實利を擴充する事を勉め人民に不利な

る者を淘汰せずんはある可らず今や言路開け刑罰寛く冤者自訴ふる事を得ると雖とも生活の道に至ては却て封建諸藩の舊に若かさる者あるに似たり其故何そや嚮に諸藩の人民を制御せし刻は則刻なり然れとも其心各封内を安するに急なるを以て物産を殖し學校を設くるか如き皆金穀の資を惜吝せず其功を遠大に收めん事を期せざるは無し故に國として人材無きは無く地として物産無きは無し今は政府既に諸藩の土地人民を收めて徹しく其壓制の刻を紓めたり然らば則ち舊藩主の資を學校物産に盡すか如き公利公益を興すの事は政府安んぞ人民の爲めに力を用ゐざる可けんや然り而して封建の制變せし後所在の人民漸く生活の道を失ひ物産を殖せんと欲すれば其資給せず學校多しと雖とも所謂普通小學校に止まり凡府縣の生徒に配置し中校以上を興さんと欲するも人民の力未だ容易に之を辨する能はず故に其智識進級する梯路を得ず或は偶資財ありて師を都會に求め一二の業を成す者ありと雖とも其材能縣に用なきを以て生を都

會に計り復た本土に歸らざる者比々皆是なり今日の景狀將來を推視する時は小成の人鄙に充足するも大成の人を輩出する能はず小成の人充足して大成の人闕乏する時は人民中自ら誘導を統ふる者なく國家退却の患ひあるも進歩の期を見ず夫れ人材物産は國家の頼て以て立つ所にして今既に此の如し諸縣の日に衰蔭に趣くも亦觀るへし天下の大勢之を人身に譬ふ諸縣は猶四肢の如し政府は猶頭の如し其間に流通循環して全身をして偏廢の憂無からしむる者は氣血にして猶資財の流通するか如し比年以來政府盡く天下の金穀を諸縣より徵集し諸縣をして權を其間に有し其支用に任るに至ては未盡さるる者あるに似たり是諸縣の日に衰蔭に趣くの原因にして所謂氣血流通せずして四肢將に偏枯せんとす四肢偏枯せば頭惱安そ獨り全き事を得んや苟此憂を防かんと欲せば政府と諸縣と其會計を異にし其權を地方に分與し而して地方の官を擧ぐるは人才を其土に選ぶに如くは無し抑置縣の初は務めて舊來藩治壓制の積習を變せん事を期

するを以て地方の官吏卒皆他郷の人を採れり是一時の權宜勢ひ然らざる事を得ず然れとも其間強藩の余勢に籍り自然其官吏皆土人を用ひ敢て他郷の人を置かざるもの猶之あり苟積習を變せんと欲せば強藩の地の如きは尤他郷人を用ゐざる可らず而却て之に反す諸縣の如き既に舊來の積習を變するものは則必しも其所管を分合し以て人民の耳目を擾さす宜しく漸次便に隨ひ代るに其土人を以てすへし蓋土人の其土に於る情意懇篤自ら他郷人に異なる所あり管其土俗民情に熟するのみならず一たひ錯誤あれば恥亦必子孫に及はん事を恐る故に其心を存する事深く必ず一時を苟且するの弊少なかるへし既に一時に苟且するの弊無ければ諸縣の區畫は今日確定する所に隨ひ他日容易に廢置分合する事なく凡六十縣の費金總額四百余萬圓にして總額一省の定額に充たす縣を廢し多少の費用を減するとも亦支廳等の設けなかる可からず然る時は數年の後必ず費用も以前に復す可し且必竟政府と地方の間にして海内外の別あるにあらす廢合する時は政府の便にして廢合せざる時は人民の便なり又自ら融通にも關するものあり此一端に於ても屢廢合せざるを以て然りとすものあるに似たり縣々各自に相勸め相勵まし人々不羈自立の志を養成し政府其大綱を占め

天下の爲めに公利公益を興すに従事せば物産益々殖し人才益多く生活の道益々廣からん物産凋衰人材欠乏財貨都會に偏集し地方從て融通を塞く時は譬へ都會に於て種々勸奨の企て有るとも猶木に縁て魚を求むるか如くなるへ是に於て政府も亦諸縣に照らし其規模經費を斟酌し減すへきを減し省くへきを省き漸次政府と諸縣と頭肢其平均を得て偏枯の憂無からしめは則以て人民の爲に一大幸福を保つに足らん然らすんは封建の治を變して郡縣とし人民壓制の苦を紓めん事を欲する所のもの徒に人民の禍を致すに過ぎす而天下後世の責皆當に政府に歸すへきなり

一民選議院は歐米各國皆其設あらざる無きを以て比年以來論者皆之を冀望せり臣も亦之を欲せざるに非ず然れとも民選議院の設たる素より人民の共同に出る所にして政府の自ら設くる所に非ず今若し原始を問はす一時の妄説に出ては唯其害を致すを見るのみにして決して其利を見ず近來論者の或は朝或は野一身の關係するところに從ひ朝暮其議論の性質を變するか如きに至ては國家の爲め深く以て歎す可きなり獨町村會の如きは

然らす道路堤防橋梁等凡各縣の以て其民に課すへき所のものは町に在るは町に議し村に在れば村に議し衆心共同して而後之を出さしむ是今日最民に益ある者にして他年其整備に從ひ漸く進めて以て區會縣會に及ひ終に國會に至らしむ則是一般の順序にして凡六十縣の内必進歩の遲速は一樣なる能はざるものあらん且昨年明詔を得て既に町村會を開かん事を議定す今乃一年の久しき未政府の令あるを豈其初之を借て姑く論者の口を拙し其既に言者なきを以て且之を不問に置るか政府の措置徒に世の動靜に從ひ或は信を人民に失するに至らば恐らくは他日の施爲上に障礙を生ずるものあらん夫れ情實常に理論の爲めに屈す然れとも理論以て情實を斟酌せされは實務上必患害を生す古今其例少からず是を以て當初に於て其情實を推究考察し其得失を確定せしものは言を踏み信を守らされは終に勢ひ止を得ず拗執事を施し國家人民の不幸を醸すに至る豈に慎まざる可けんや故に臣切に其事の速に實際に施行あらん事を望む所なり地方官會議の如き昨年の一會に過されは未其損益果

如何なるを審にする事能はずと雖とも既に漸次進促の明詔あり且各縣自ら風土事情を異にし一縣に妨げなきも亦一縣に妨げあり此會固より行政に關係するものにして行政上の決て闕く可らざる者なり行議自ら性質を異にし判然せざる時は其議論の結果必有益のもの少なかるへし故に糊曖味の箇條を改め明かに行政の會議と定め又必年々之を開く事を要すへし其漸次整頓するに及は、果して裨益無くんはあらざるなり

此數條は臣の常に憂慮する所なり因て縷述して以て視聽を瀆さんとす若覽觀を賜は、何の幸か之に如かん

丙子五月

木戸孝允再拜

(此は木戸孝允が中央政府と諸縣との權衡を維持して偏枯の憂なからしめば國民の幸福の大なるを陳べ町村會の速に施行せられて國會開設に漸進せんことの希望を縷述したるものなり)

四四 内政充實地租輕減に關する建言書

三條實美 明治九年
岩倉具視 宛 十二月

今や熊本山口秋月等亂を作すの士族は業已に其首を授けたり未幾日ならずして茨城三重二縣の民又擾亂せり疾風暴雨朝を終えすして鎮定す可しと雖とも其幾許の人命を斷害し幾許の財産を毀燒する之を要するに全國の不幸實に寒心すへきものあり如此叛亂を來し如此損傷を致す其然る所以の故を論すれば之を政府施治上の責と爲さざるを得ず故に現今の景狀により之を數年の前事に泝り以て其得失を論せん

明治六年間政府忽分裂の變を生せり其事由如何と推すに政府中の一黨は内政を修するを以て施行の急務なりとし他の一黨は外征朝鮮の威を張るを以て持國の急務なりとし兩黨の議終に合する事能はず外征の一黨は之か爲に引退して跡を政府の上に絶せり是其分裂を致す所以各々國の爲にする者と雖とも其餘響は引て今日に至るり之を日本政府の不幸と謂ざるを得ず

其翌明治七年に至り去年内政を主張せし政黨か持論の内政は之を高閣に耽束し忽其方向を一轉して去年排撃せし外征の論に傾瀉し遂に臺灣支那の事あり是より従前の内政論は久しく耳間に絶せり前年政府の分裂を距る事蓋未だ半年を過ぎず亦疑恠す可きに非ずや若半年の前にして今の政府をして此議あらしめは六年の分裂は必しも生せざるべく且始より外征を主張せし西郷諸子に向て後來の慙愧なかる可し

雖然六年の事は既に不可奈何七年の事亦不得已に出るものと看察し姑く之を不問に付せしに明治八年に至ては政府固より宜しく内政の實行を舉行すへし而して終に之を見る事なし其表面に於ては或は内政の論あるか如しと雖とも其實施を察するに唯號令を新舉して之を國內士民に加え其施行を急迫するのみ士民從來の慣習情實を熟察顧省して其施行緩急の宜を制するか如きは蓋亦絶て有る事なし豈之を真に内政を脩する者と謂ふ可けんや孝允固より服する能はず故を以て地租改正の如き固より一大難

事なり然れとも事已に發行に係るり抑此等の事件は今日の情勢を以て其後途を計るに輕易施行す可きに非ず宜しく各地方の情實を精覈し一毫盡さざる所なきを要す可し故に決して施行を急にす可きものに非るを建言し姑く其年期を緩せん事を請へり是時我舊里の長州の如きは獨り諸縣に先たち地租改正の局を結び人民幸福を得しもの少なからず然とも之を天下に平均して或其當を得ざる所あらは長州の幸福獨其幸福たるを得ざるを論す而して孝允の議遂に行はれず明治九年に至り孝允又華士族祿處分の事宜く之を寛にすへきの議を上り屢之を廷論せり而して又終に行はれず蓋華士族なるもの未始より其職なき者と爲す可からず試に看よ戊辰一新の大變革の如き皆華士族の力にして之を其職を盡せる者と謂も不可なるなし一新以後政府日本前途の目的を一定し舊來の制度を一變するを以て兵役の事獨之を華士族に委するは全國後來の利に非ざるを以て遂に所謂政府の都合に因て始て華士族數百年の兵職を解き之を全國人民に徵集

せり然らば則華士族の祿の如き是より先き全く無用に坐食せしに非ず今其職を解に至りては無用の坐食たるに似たりと雖とも數百年慣習の餘二族の生計は唯此家祿を仰くものなれば未だ遽に之を冗費と見做す可からざるものあり世上往々剽輕の議論ありと雖とも政府宜しく之か爲に眩せず數十年の目的を一定し施行漸次の宜を得二族をして一旦生活の道を失ひ國內飢餓の民たらしむ可からざるなり蓋地租改正なり華士族祿處分なり其從來の慣習と相抱合するの力極て密に且強きものなれば固より數十年後の利害得失如何を顧みず只眼前議論の當否を以て遽に之を事實に施行す可きものに非ざるなり

夫れ租税の事と華士族處分とは内政上に於て最大且重きものなり而二事皆愚見と相反し之を議するも亦用ひられず今の政府諸公は六年以來内政を以て日本の急務なりと論究せしの一黨に非すや而其今日に至るまで之を事實に施すもの甚だ内政の眞意に非ずして大に殘酷の一邊に流れ入る

者の如し其前の持論と自ら相反對するかと疑惟せざる事能はざるなり於て是明治六年以來の事を回看し其實蹟を推考するに政府の目的方向は果して何の一邊に在か幾んと解了す可からざるに似たり之を上にしては諸省の定額益増して其減するを見ず之を下にしては人民の租税彌重して其輕を見ず六年以來所謂内政なるもの益々孝九の所見と相反し終には内政の事は復之を意に介せざるものゝ如し竊に疑ふ明治七年支那辨償の事之を計算上より視るときは則全利に非るも之を名譽上より見るときは則我政府勝算を俸僥に得たり於是乎政府の目的も亦之を以て一變するものに非ざるを得んや故に孝九再び閣職を奉せしを甚悔且慙たり

夫れ政府の事に任する耐忍の力なかる可かざるは論なし然れとも耐忍力も亦一樣ならず非を遠くるに耐忍するか如きは甚公平政府に取る所に非ず古人の所謂苟且其不善ならば雖十改之可なりとは善に従ふの謂なり朝令夕改には非るなり且明治六年以來國家の大艱難に關するの事其由て起

る所の源を推考するに事薩州に關涉する者多に居る何ぞや征韓の如き征臺の如き皆是なり其事の既に起るや政府皆勉めて之に従ひ之か爲に其方向を轉移する事磁石の鉄に於るか如し豈亦奇ならずや近日一種祿券の所分の如き薩州のみ先其願を許可せられしは恐らくは其當を得たりと謂ふ可からず此種の祿券諸縣中亦之に同じきもの無からんや宜先一々其有無を精覈して其處分に至ては之を一途の布令に出すこそ公平至當なるへけれ是等皆政府なるものゝ海内を一視するの公に非ざるか如し若或は舊藩の強弱に因り或は種族の高下に因り其之に應ずるに緩急あり偏正ありとせは所謂蔭日向ありと謂ふものに非すや

故に孝元は六年以來の所見を株守して疑はず今を以て前途を推考するに是我邦危急の時なりとす於是乎内政を修むる事能はずんは安そ能く人民政府の責に任すとせんや今眼前生活の道を失ひ窮迫の餘太平を希樂するの良念を抛ち哀訴歎願の心を以て遂に竹槍を携帯するに至るものと彼の

一身の不平怨望より却て國家の有事を喜び故無く干戈を弄して以て國の安康を妨害するの徒と同視して直に之に加ふるに兵威を以てし之を殺すに利器を以てするに忍ひんや是政府に在て尤宜しく憫念を動かすへきものに非すや

然則今日内政の實を舉行するに於て何等の著手を以て先とすへきや第一は地租改正の施行を緩し其年期を久し其幾分を薄し地方の利害得失を精覈するを務め其成功を急にす可からず且政府の人民と譬へは十分の如し政府其一分を増加すれば人民其一分を減削せらる故に人民を増加せんと欲せば宜政府の幾分を減削すへし即ち諸省の定額を減し或は不急の建築等を止る是也第二は政府地方と會計を異にし其權を分與すへし第三は一切民費の事宜く一般町村會を開き人民の協議に出てしむへし蓋民費賦課の事必各地の民力に従ふ可し若政府一定の數目を以て之を推せば必ず堪る事能はざる者あらん第四は華士族十數年後の生活は必ず政府に於て之